財政学II
第9回

佐藤主光（もとひろ）
一橋大学政策大学院・経済学研究科

所得税改革

改革の方向感

● 所得税の再分配機能の強化

□再分配の方向

✓若い世代を含む低所得層、子育て世帯

✓「これから家族を形成しようとする若い世代への配慮」（政府税制調査会（平成26 年11 月7日）

□再分配の重点化

✓「優先度の低くなった配慮措置を見直し、真に支援が必要な世帯への配慮に重点化」（政府税制調査会（平成26 年11 月7日）

● 経済成長と再分配の両立

□成長の担い手への支援

✓「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」（基本方針2015）

□「働き方の選択に対して中立的な税制の構築」（政府税制調査会（平成26 年11 月7日）

✓　高齢者・女性の就労促進など

平成30年度税制改正

個人所得課税

○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

・給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 10 万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律 10 万円引き上げる。

○ 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

・給与所得控除について、給与収入が 850 万円を超える場合の控除額を 195 万円に引き下げる。ただし、子育てや介護に配慮する観点から、23 歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。

・公的年金等控除について、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合の控除額に 195.5 万円の上限を設ける。公的年金等以外の所得金額が 1,000 万円超の場合は、控除額を引き下げる。

・基礎控除について、合計所得金額 2,400 万円超で控除額が逓減を開始し、2,500 万円超で消失する仕組みとする。

所得控除から税額控除へ

◆再分配分配機能の観点から所得控除を税額控除化

✓減税額（控除額）は所得水準に関わらず一定

● 所得控除に最低税率を適用（カナダ方式）

□税額控除＝最低税率＊所得控除額

✓所得控除額＝税額控除額の「裏付け」＝控除の対象となる所得金額

➢個人の属性（家族構成等）を反映した控除が可能

✓留意点：控除の体系が複雑にならないよう既存の所得控除等の縮減・再整理が前提

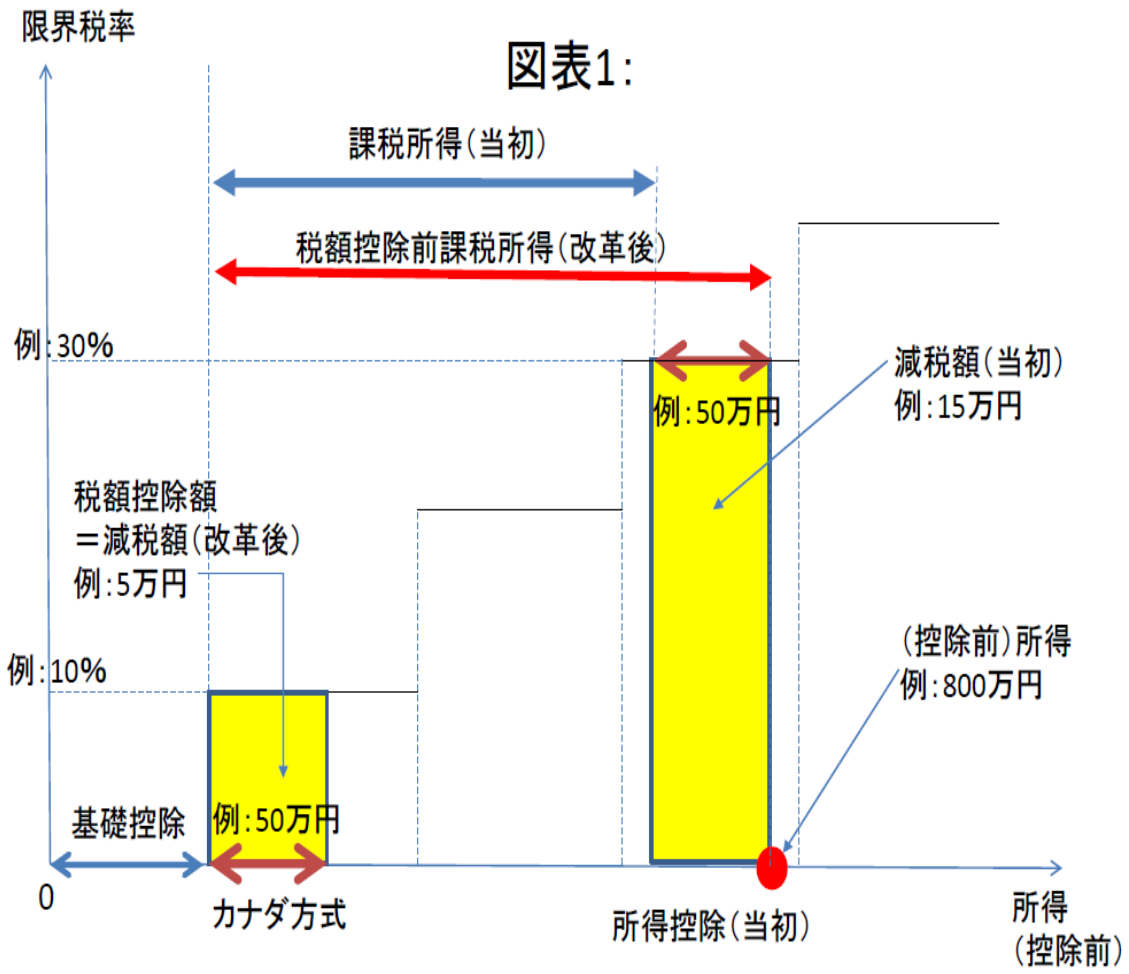

所得税の計算

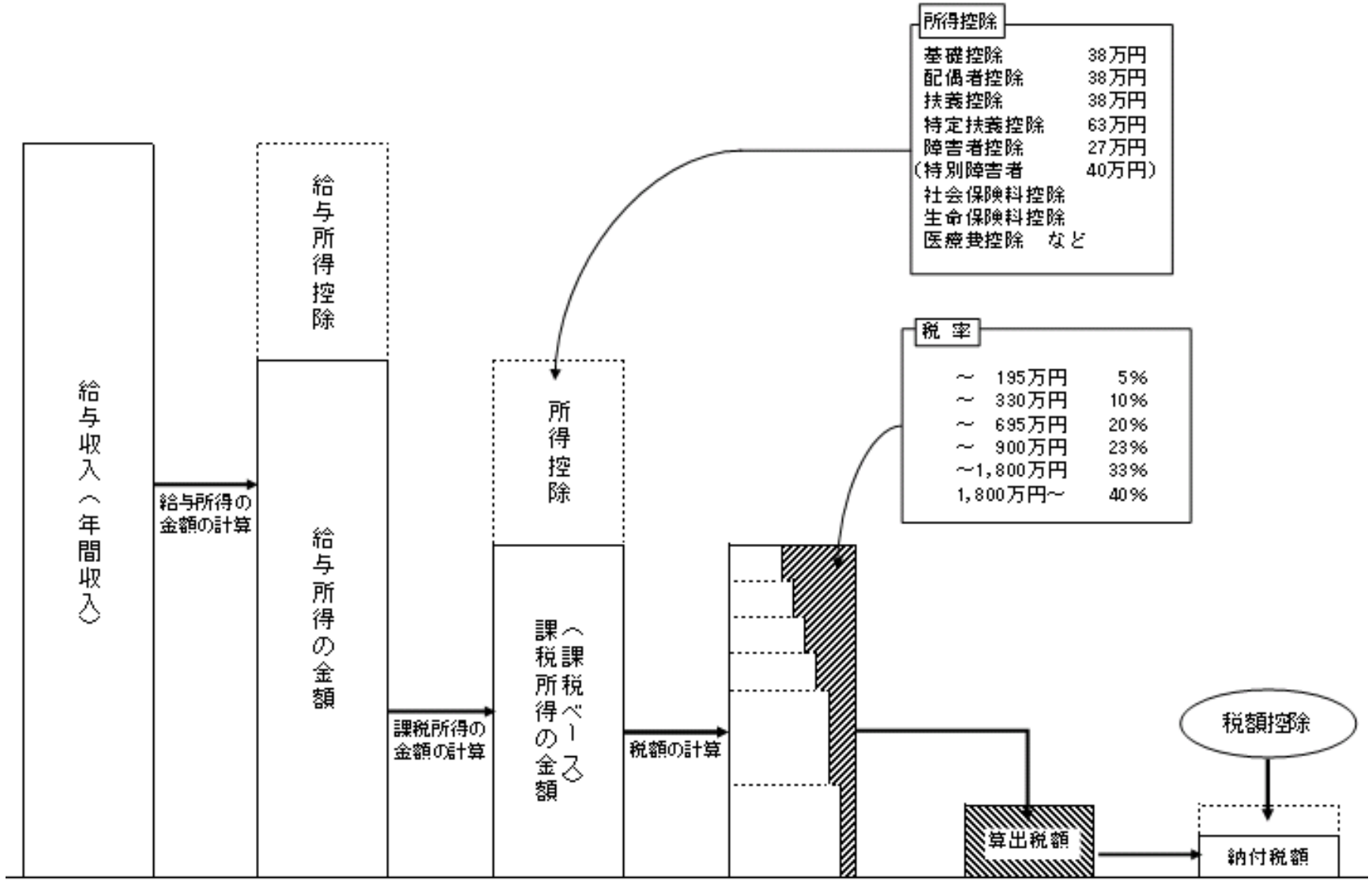
給与収入（年間収入）
給与所得の金額の計算
給与所得控除
給与所得の金額
課税所得の金額の計算
所得控除
（課税ベース）課税所得の金額
税額の計算
所得控除
基礎控除 38万円
配偶者控除 38万円
扶養控除 38万円
特定扶養控除 63万円
障害者控除 27万円
（特別障害者 40万円）
社会保険料控除
生命保険料控除
医療費控除 など
税 率
～ 195万円 5%
～ 330万円 10%
～ 695万円 20%
～ 900万円 23%
～1,800万円 33%
1,800万円～ 40%
算出税額
税額控除
納付税額

所得控除と税額控除に関するこれまでの指摘（平成19年11月政府税調答申）

所得控除

考 え 方：従来から、家族構成等の納税者の個々の事情に関し、納税者の担税力の減少に配慮するという考え方から、一定額を所得から差し引く所得控除による対応を基本としてきている。

税負担面：高所得者ほど税負担軽減額が大きい

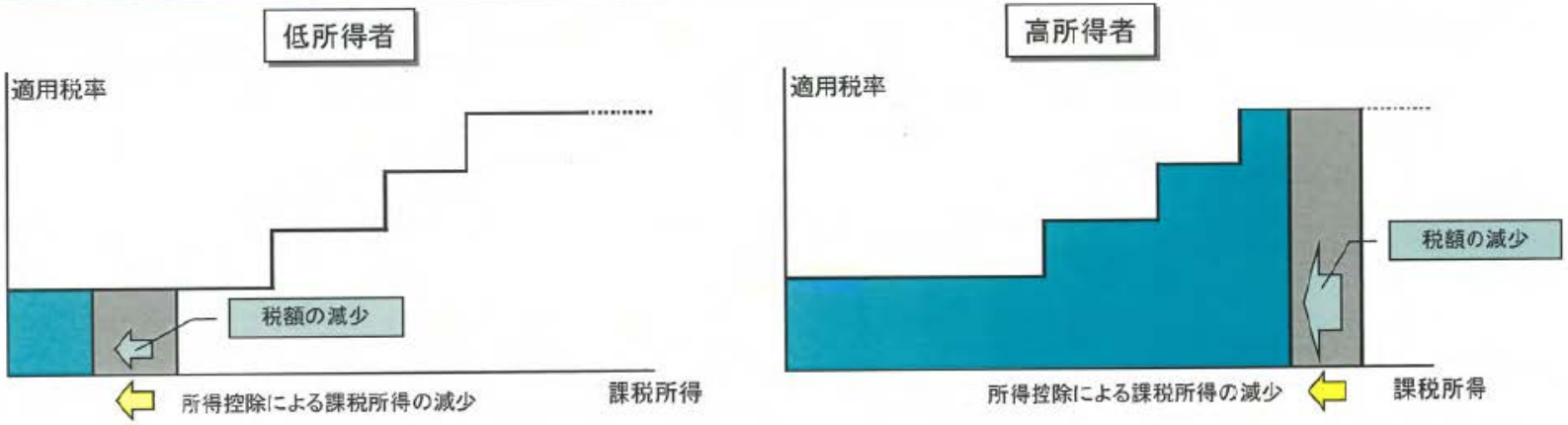

税額控除

考 え 方：税額から一定額を差し引く負担調整の仕組みであり、財政的支援としての性格が強いものである。

税負担面：基本的に所得水準にかかわらず税負担軽減額を一定とすることができる。

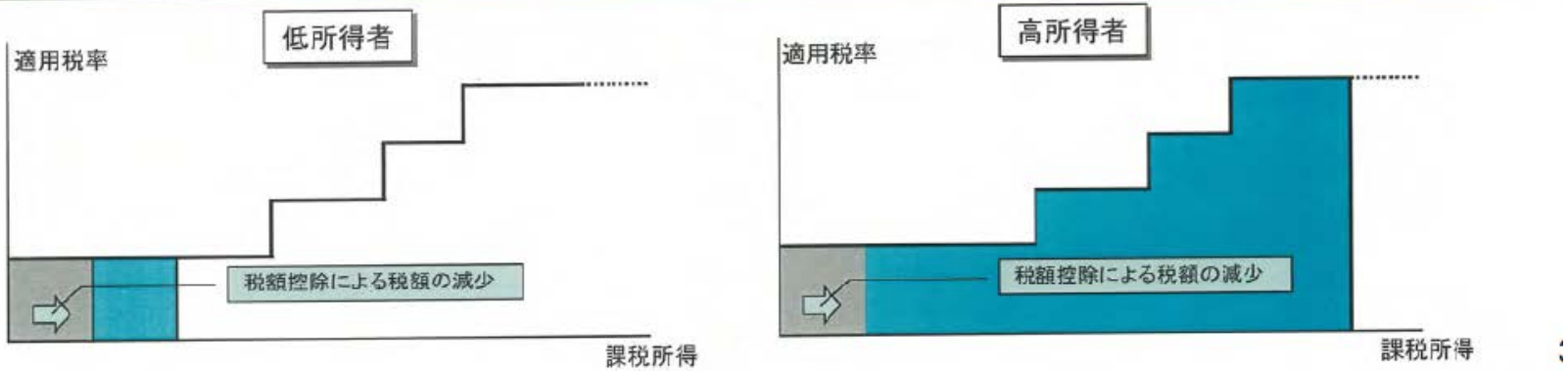

出所：政府税制調査会

参考：消失型控除へ？

- 所得控除の通念＝「所得のうち本人およびその家族の最低限の生活を維持するのに必要な部分は担税力をもたない」（＝主観的担税力）

✓ 所得＝担税力≠経済価値

⇒所得控除の延長上の見直し

- 平成29年度税制改正

➢ 配偶者特別控除の拡充（控除38万円の上限を103万円から150万円に引き上げ）と合わせて、納税者本人に収入制限を設定

➢ 給与収入（合計所得金額）が 1,120万円（900万円）を超える場合、控除額が逓減・消失

③所得控除（アメリカ・イギリス）

所得控除額に一定の上限を設け
所得の増加に応じて控除額を
逓減・消失させる方式

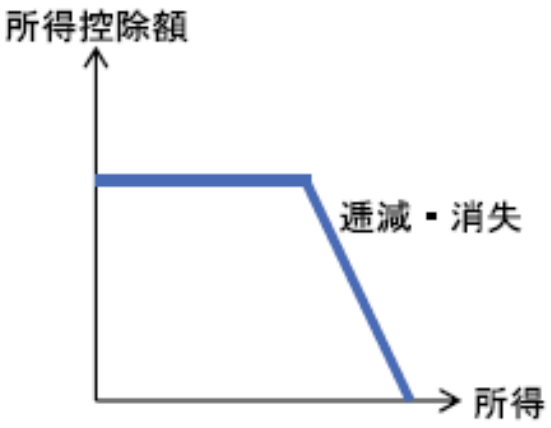

基礎控除

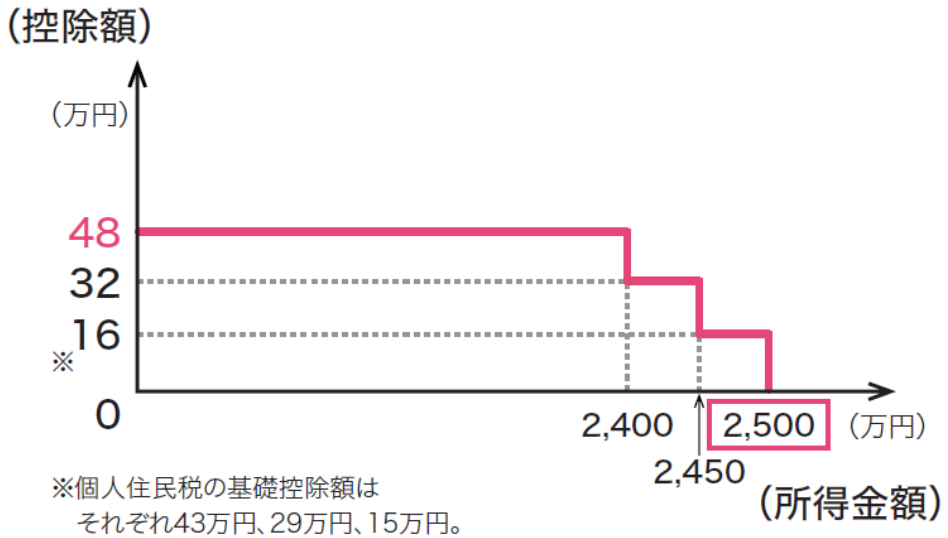

※個人住民税の基礎控除額は
それぞれ43万円、29万円、15万円。

所得区分の見直し

- 新しい自営業の登場

✓フリーランス＝雇用的自営

- 現行制度ではフリーランス等の所得は事業所得に分類

□給与所得＝経費の概算控除（給与所得控除）

□事業所得＝実費控除

給与所得と事業所得の統合

経費	控除
明細等あり	実額控除（特定支出控除の拡充）
明細等なし	概算控除（給与所得控除の相当）

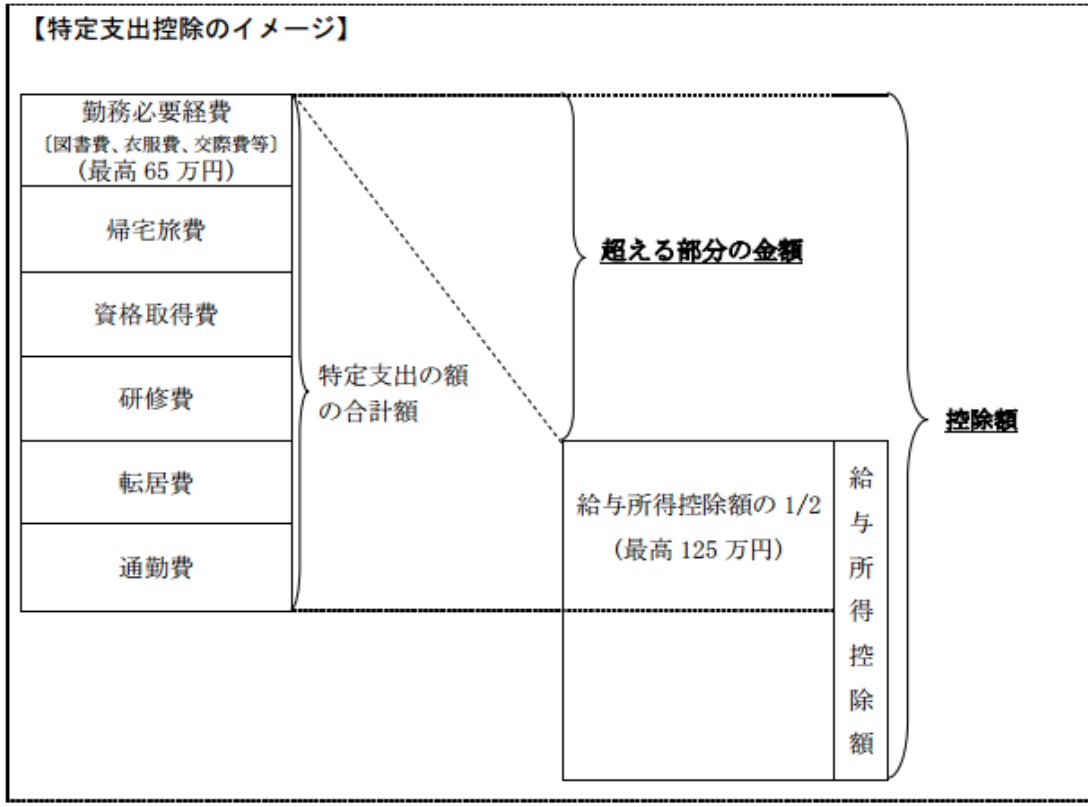

日本の所得税の構造（イメージ）

（2016年1月現在）

個人単位課税

○ 勤労性の所得は総合課税であるものの、給料や年金には収入類型に応じた特別の控除が存在しており、各分類の所得の間には取扱いの差が存在。

○ 人的な要因による担税力の減殺は、定額の所得控除によって調整。

○ 分離課税の対象となる金融所得は、比例税率で課税。

○ 税額控除は、二重課税排除等の目的に限定。

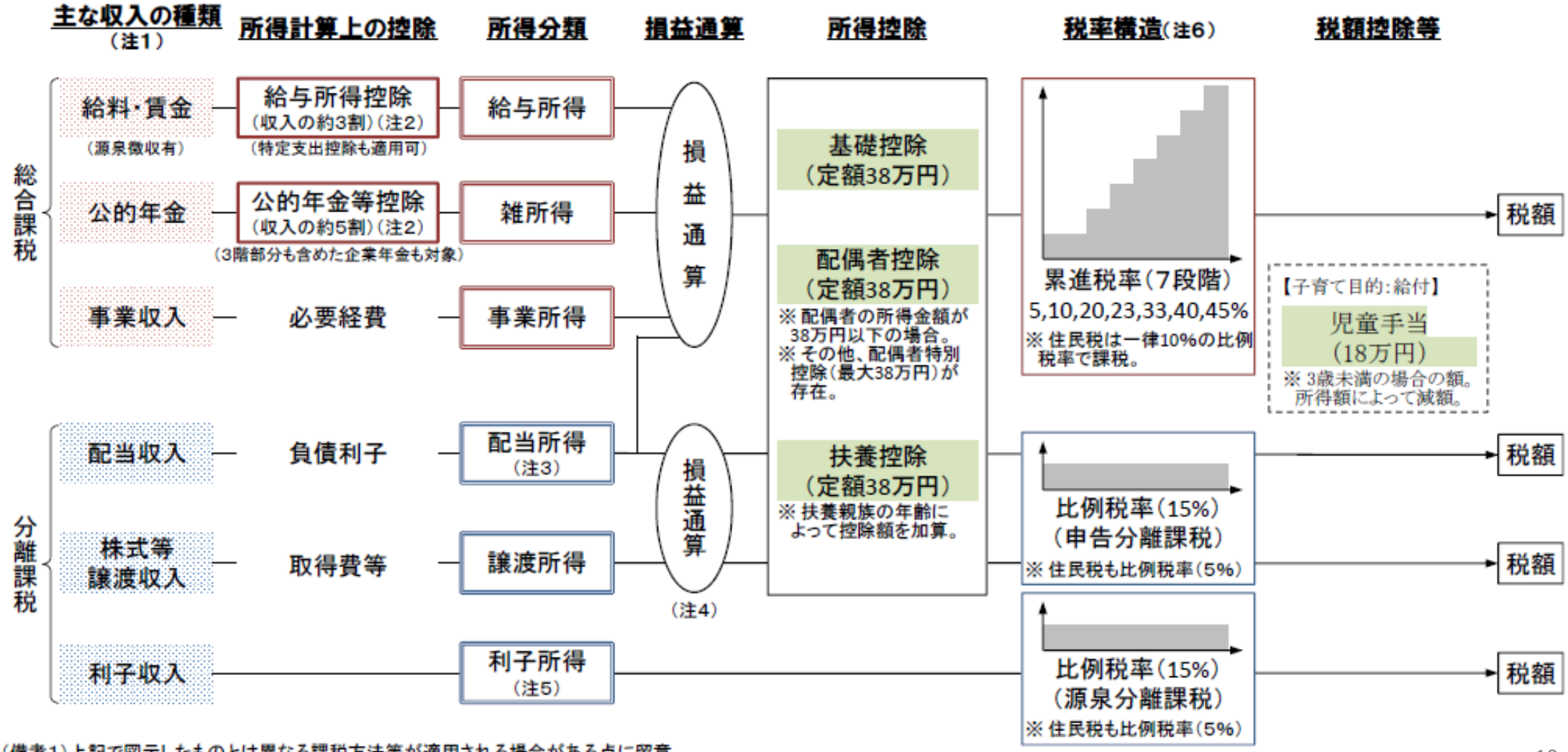

（備考1）上記で図示したものとは異なる課税方法等が適用される場合がある点に留意

参考：給与所得控除

- 手厚い給与所得が所得税の①財源調達機能と②再分配機能を損ねてきた

□給与所得控除の二つの性格

➢　必要経費の概算控除

➢「他の所得」とのバランス⇒クロヨン問題？＝給与所得控除の削減を困難に

□概算控除としての給与所得控除

✓　概算の基準⇒控除に上限を課す根拠は？

✓　特定支出控除の実額控除の拡充⇒控除の対象支出は？

- 生活上の必要経費全般？⇒所得税のレント課税化
- 教育関係支出⇒　人的資本課税としての所得税

平成30年度税制改正

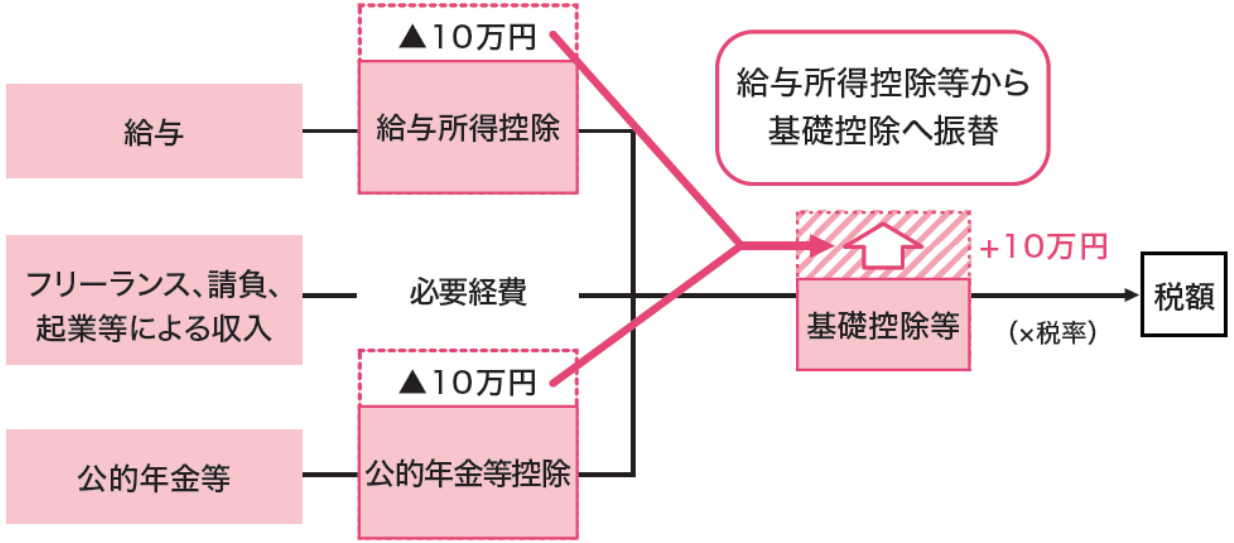

参考：政府税制調査会（2017）
「経済社会の構造変化を踏まえた税制の あり方に関する中間報告」

- 働き方の動向としては、被用者が引き続き就業者の大宗を占めるものの、前述のと おり「雇用的自営」や副業を希望する者は増加しており、今後、さらなるICT化の 進展等により、働き方が一層多様化すると見込まれることや世代内・世代間の公平性 を確保する必要性を踏まえれば、現行の所得分類による税制上の取扱いの差を解消す ることが、重要になるものと考えられる。したがって、特定の働き方等による収入に のみ適用される給与所得控除や公的年金等控除といった「所得計算上の控除」から、 どのような働き方等による所得にでも適用される基礎控除等の「人的控除」に、負担 調整のウェイトをシフトさせていくことが適当であると考えられる。また、所得分類 のあり方についても、今後、検討を進めていく必要がある

- 公的年金等収入と給与収入の双方を有する者については、公的年金等控除と給与所得 控除の双方を受けることができる仕組みとなっている。しかし、近年では、高齢者世 帯においても公的年金等収入以外の所得を得る者が半数近くに上っており、今後、健 康寿命の延伸に伴い、その割合や金額が増加することを踏まえれば、公的年金等収入 のみを有するとの前提は時代に合わないものとなっている

課税と給付の連結と役割分担

◆提言＝課税（税額控除）と給付の連結が必要
●課題＝現行の所得税では控除の効果が課税最低限以下（非課税世帯）に及ばない
□課税最低限以下の勤労世代への支援と就労促進
⇒　連結としての「給付付き税額控除」（負の所得税）＝連結を制度的に担保
✓例：勤労税額控除
⇒給与所得控除等を基礎控除、勤労税額控除に再編成
✓執行の簡素化＝給付の執行は児童手当等、他の給付同様、市町村を窓口とするのも一案

	単位	実効税率	所得の定義	所得以外
現行制度	世帯	分散的に決定	所得税と同一とは限らない	金融資産等も考慮する
中間的な位置づけ　例：ユニバーサル・クレジット（英国）	世帯	給付と課税で一体化	所得税と同一	金融資産等を考慮することも可
（純粋な）負の所得税	個人	給付と課税で一体化	所得税と同一	考慮しない

参考：負の所得税

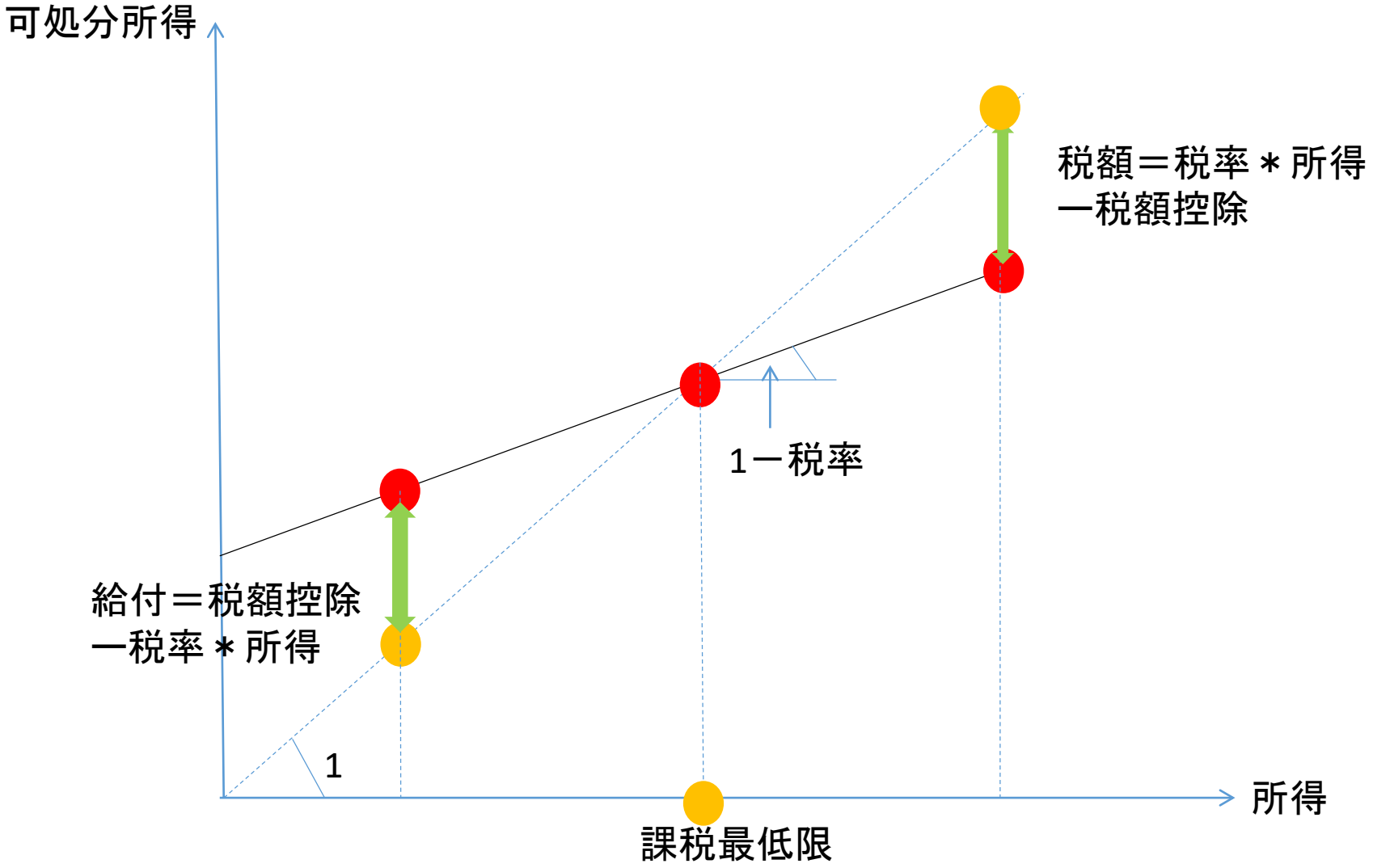

参考：格差と再分配

- 既存の再分配（セイフティーネット）は新しい経済社会の環境変化に対応できない！

□既存の再分配＝世代間・地域間再分配

□新しい再分配＝負担能力に応じた（困っていない人から困っている人への）再分配

既存の再分配手段	公共事業	地方圏の雇用確保
	基礎年金	高齢者の所得保障
	生活保護	障害者・母子家庭・高齢者が主たる対象
新しい課題	ワーキング・プア 非正規社員	地域を問わず働く若年世帯への支援（医療保険を含む）が欠如

参考：社会保険料の課題

- その１：美しい建前とそうでもない現実

➢ 建前＝リスクへの備え・世代間の連携

➢ 現実＝逆進的な負担構造・世代間格差（勤労世代への負担の偏重）

- その２；実態として再分配化＝租税化する社会保険料

➢ 社会保険料の多くは制度間移転に充当⇒受益と負担の関係は希薄化

✓ 例：高齢者医療への拠出金・支援金

- その３：（正規）雇用税としての社会保険料

➢ 事業主＝労働コストの増加要因⇒雇用を阻害

➢ 労働者＝手取り賃金の低下⇒就労意欲を阻害（例：１３０万円の壁）

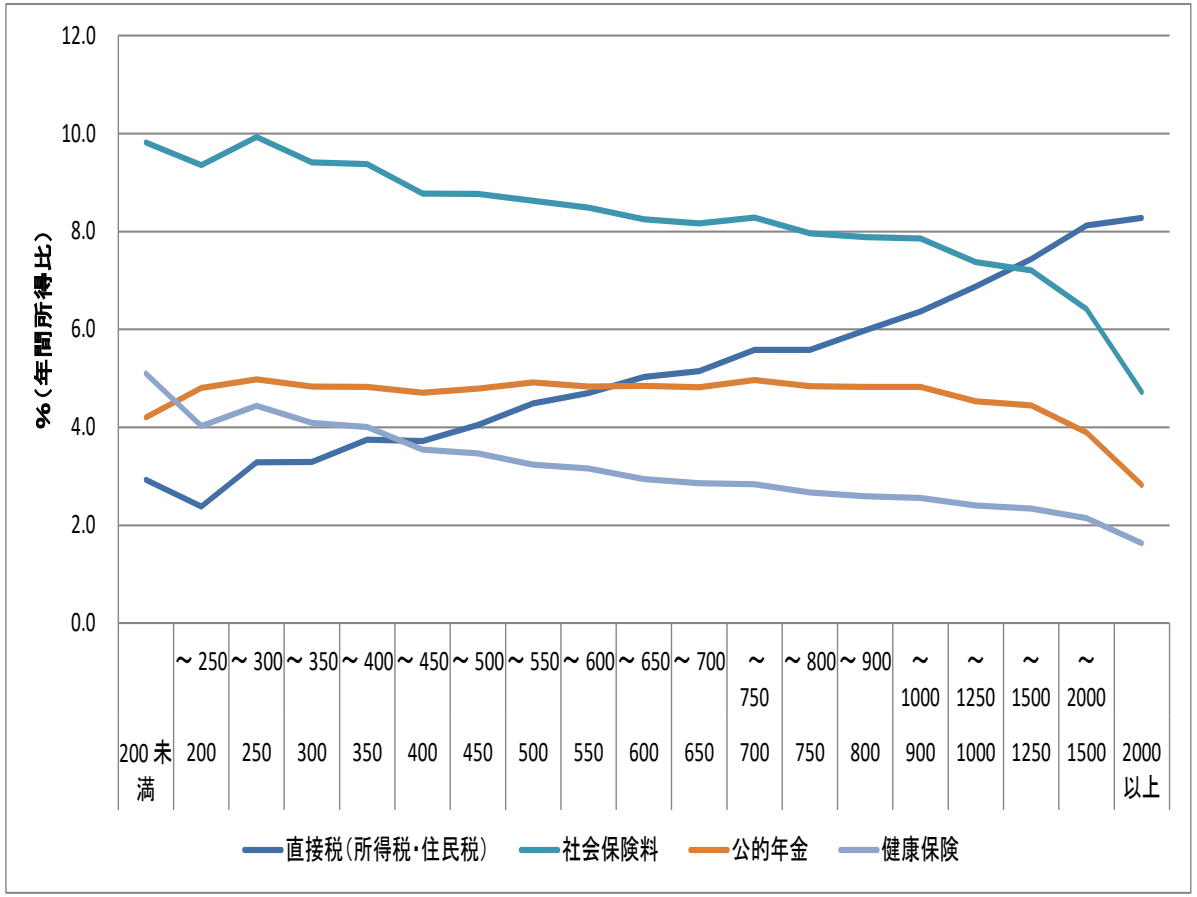

「二人以上勤労世帯」
出所：全国消費実態調査（平成21年度）

参考：社会保険料の経済的帰結

出所：経済産業省

		社会保険料	法人税	消費税
課税対象		勤労世代の 正規雇用の賃金	黒字企業の利益	全ての世代の消費
雇用への影響		雇用減少 非正規雇用の増大	企業が空洞化 →雇用減少	少ない
企業の国際競争力	輸出	生産コスト増 →製品価格に転嫁	生産コスト増 →製品価格に転嫁	仕向地課税主義 →製品価格に転嫁せず
	輸入	対象外	対象外	課税対象

企業アンケート：経営に重要な影響を与えるもの
（2012年2月、3444社に対するアンケート、複数回

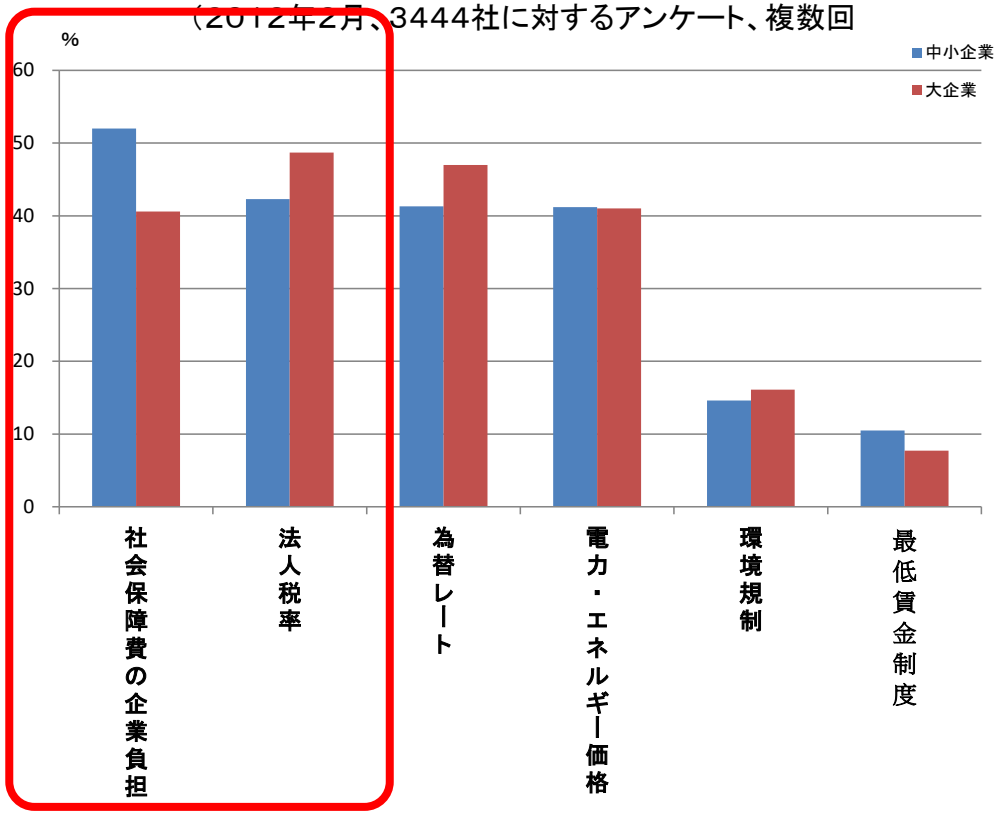

（出所）森川正之「東日本大震災の影響と経済成長政策：企業アンケート調査から（2012年5月）

配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図

（前提）・納税者本人の給与収入は500万円。
・配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は厚生年金の加入者（国民年金の第２号被保険者）等となる。
※配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。

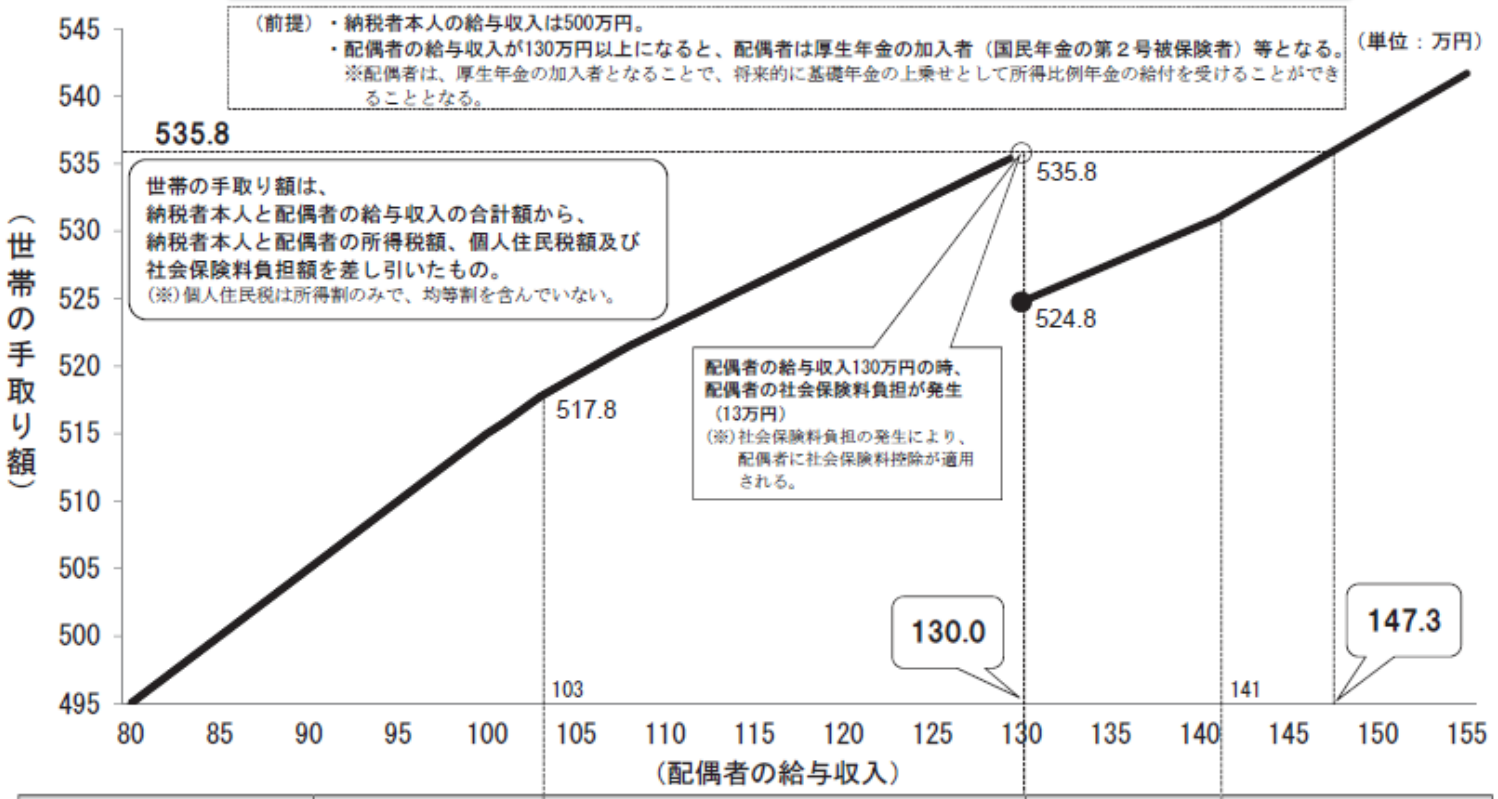

配偶者の給与収入	～103万円以下	103万円超～130万円未満	130万円以上～141万円未満	141万円以上～（配偶者の限界税率が5%の場合）
世帯の手取り額の変化（配偶者の給与収入増加１万円当たり）	**1万円**（～100万円） **0.95万円**（100万円～） ・配偶者の個人住民税負担が発生	**0.67万円**（平均値） ・配偶者の個人所得課税負担が発生 ・納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別控除が適用される（段階的に逓減）	**0.57万円**（平均値） ・配偶者の社会保険料負担が発生 ・納税者本人の配偶者特別控除が段階的に逓減	**0.77万円** ・納税者本人の配偶者特別控除が適用されなくなる

出所：政府税制調査会資料

実効税率という考え方

- 就労の誘因に影響するには（給付や税の）理念ではなく実効税率

□実効税率＝課税（国税＋地方税）＋社会保険料＋給付削減

●ポイント＝給付1万円の削減は課税1万円と（家計の予算への）効果は同じ

✓例：配偶者控除103万円の壁・在職老齢年金制度

- 課税と給付の縦割り的（＝分散的）決定

⇒貧困の罠＝低所得層における実効税率を高める方向に作用

- 必要な改革＝実効税率のコントロール

✓例：英国ユニバーサルクレジット

＝複数の給付（勤労税額控除等）の一元化・給付削減率の統一（65%）

実効税率（其の2）

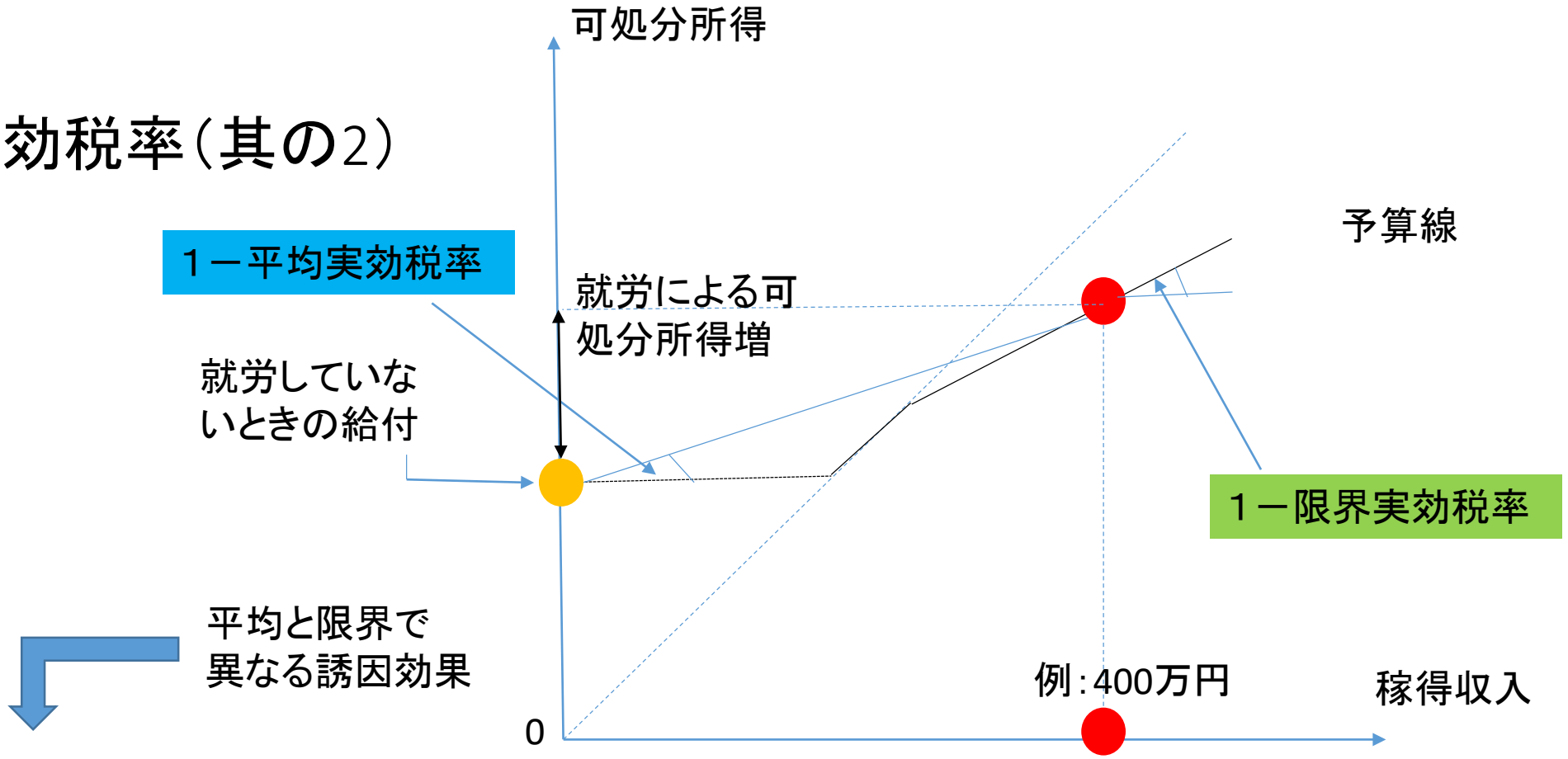

	定義	誘因効果	
			法人税の場合
限界実効税率	所得税・住民税の限界税率＋社会保険料率＋控除・給付の削減率	労働時間	投資選択
平均実効税率	（所得税＋社会保険料－税額控除等＋就労で資格を喪失する給付）÷稼得収入	就労の有無	立地選択

英国ユニバーサルクレジットに学ぶ

改革の背景＝英国の勤労税額控除

勤労税額控除＝
週16時間以上の就労を条件に給付付き税額控除
⇒就労への誘因付け＝Make Work Pay

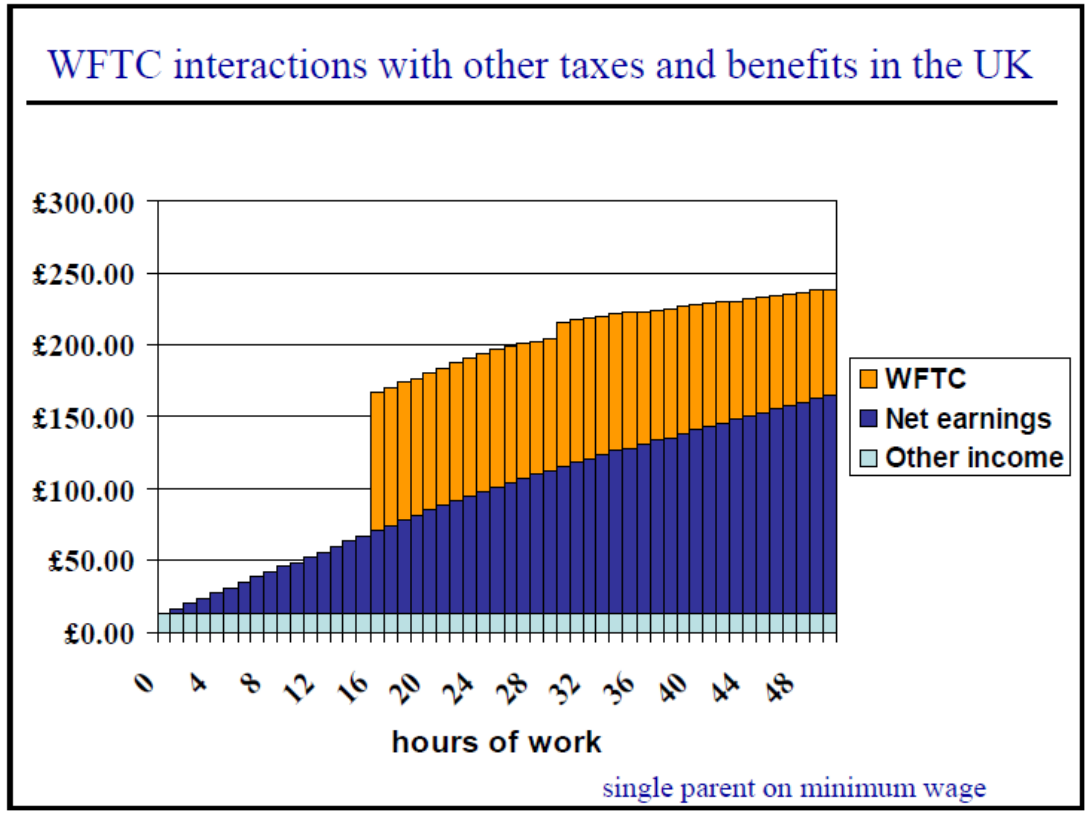

図表２−２　イギリスの勤労税額控除等のイメージ（2010 年度）

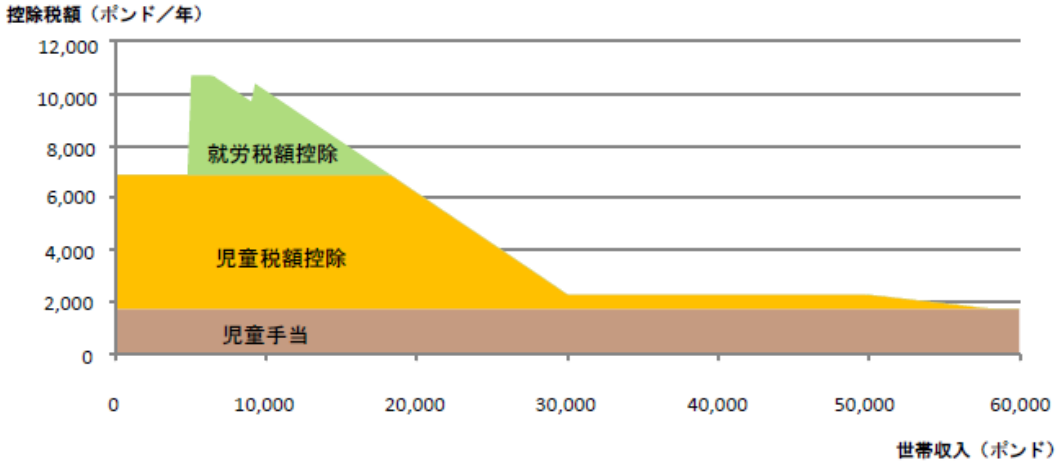

婦子２人の給与所得者世帯の場合(2010 年度)。勤労税額控除については、最低賃金(時給 5.8 ポンド
いたものとし、児童ケア要素はないものとしている。

Source :Tax-Credit Policies for Low Income Families: Impact and Optimality July 2007
Richard Blundell and Andrew Shephard

出所：鎌倉（2010）より

改革の背景＝他の給付と貧困の罠

・勤労税額控除以外の給付・支援制度が就労意欲を阻害
✓ 高い給付削減率
⇒貧困の罠

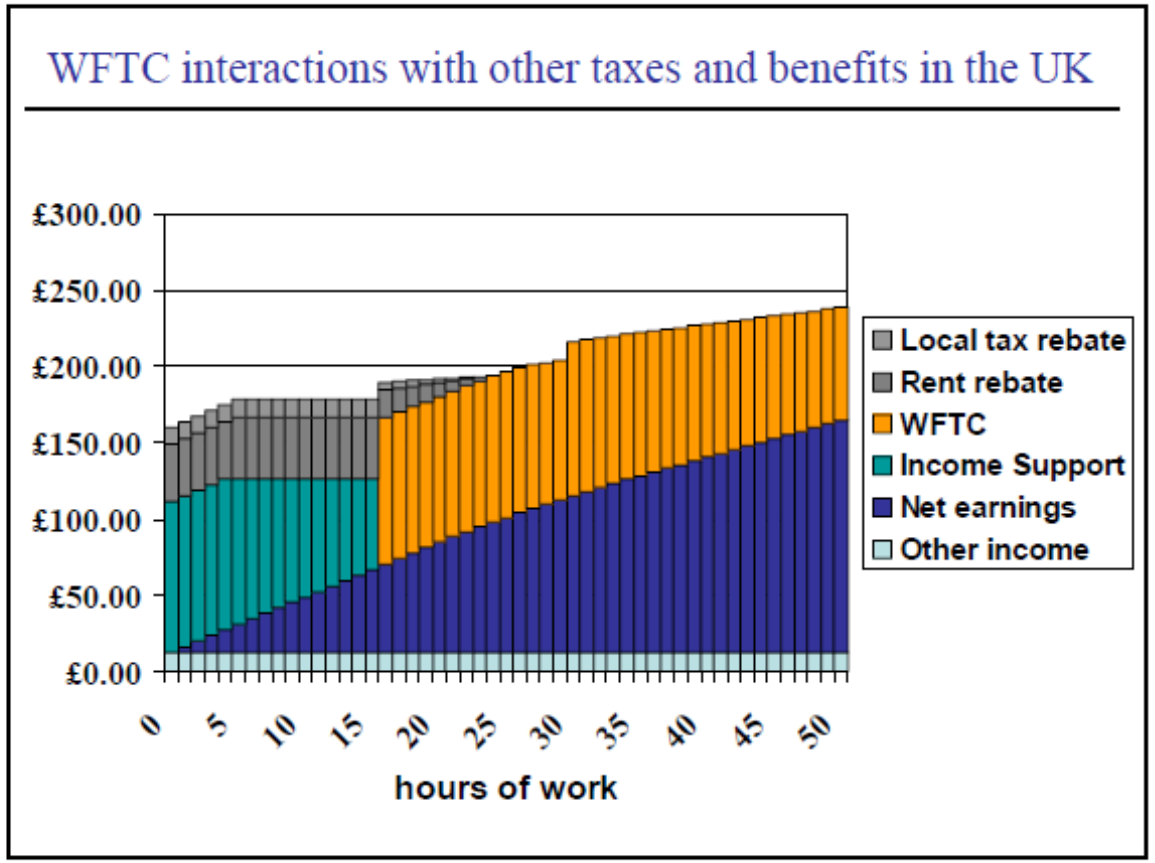

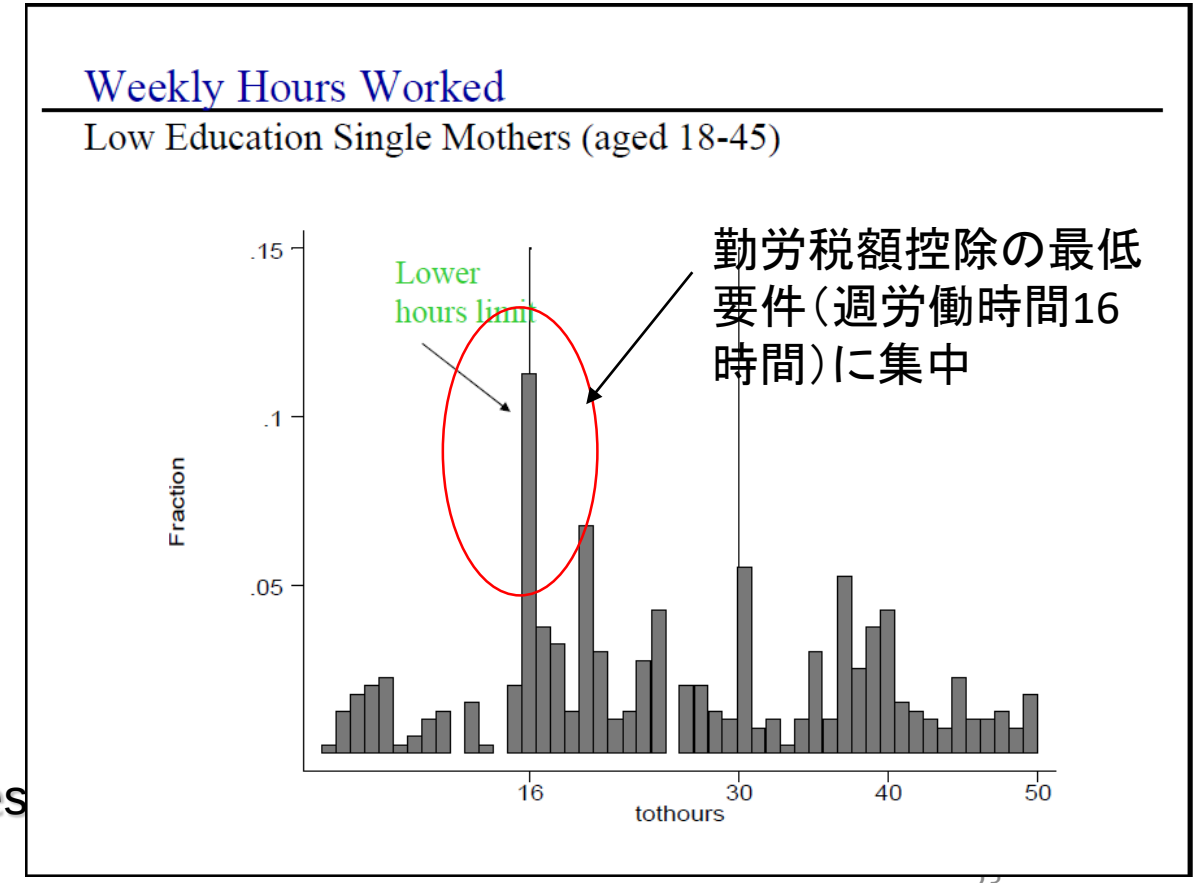

Source :Tax-Credit Policies for Low Income Families Impact and Optimality July 2007
Richard Blundell and Andrew Shephard

参考：英国の給付体系

実施主体の分散
・受給者＝手続きの煩雑さ≠ワンストップ
・政策＝削減率・給付水準決定の分散≠全体最適

図表　「英国における社会保障給付（主要例）

支援対象	給付の例	実施主体
所得	Income Support（所得補助）、 Job Seeker's Allowance（求職者給付）、Employment and Support Allowance（雇用・支援給付）	ジョブセンタープラス（雇用年金省の傘下組織、ハローワークに相当）
家賃・地方税	Housing Benefit（住宅手当）、Council Tax Benefit（地方税手当）	地方自治体
障がい者・介護者	Disability Living Allowance（障害生活給付）、Carer's Allowance（介護者給付）	ジョブセンタープラス、年金・障害・介護者サービス
子どもを養育する親	Child Benefit（児童手当）、低所得者層にはこれを補うための給付金として Child Tax Credit（児童税額控除）	歳入関税庁
低賃金労働者	Working Tax Credit（就労税額控除）、託児費用への補助	歳入関税庁

出所：“Universal Credit: welfare that works: 英国雇用年金省より大和総研作成

出所：大和総研英国における福祉依存脱却の試み」（2012年10月19日）

ユニバーサルクレジットの概要

- 特徴（其の1）＝異なる給付（ミーンズテスト給付）の一本化
- 特徴（其の2）＝実施主体の一元化＝DWP⇒ワンストップ・政策決定（削減率・給付水準）の一元化

□ユニバーサルクレジットに統一される給付

- Income Support (所得補助);
- Jobseeker’s Allowance (求職者給付);
- Employment and Support Allowance (雇用・支援給付);
- Housing Benefit (住宅手当);
- Child Tax Credit (児童税額控除) ・Working Tax Credit (勤労税額控除).

□ユニバーサルクレジットに統一されない給付

- Disability Living Allowance (障害者生活給付);
- Child Benefit（児童手当）;

ユニサーバルクレジットの概要（其の2）

- 特徴（其の3）＝世帯単位

✓ 収入等は原則、世帯単位で換算

- 特徴（其の4）＝給付削減率の一律化＝65%

□ 給付＝最大給付額ー65%＊（純所得ー控除）ー資本所得^ーその他不労所得

✓ 純所得＝稼得所得ー所得税ー国民健康税

✓ 最大給付＝個人（基礎額）＋児童加算＋障害加算＋住宅加算

✓ 資本所得＝保有金融資産から概算

□ 保有する金融資産が16000ポンド以上の家計は給付資格なし

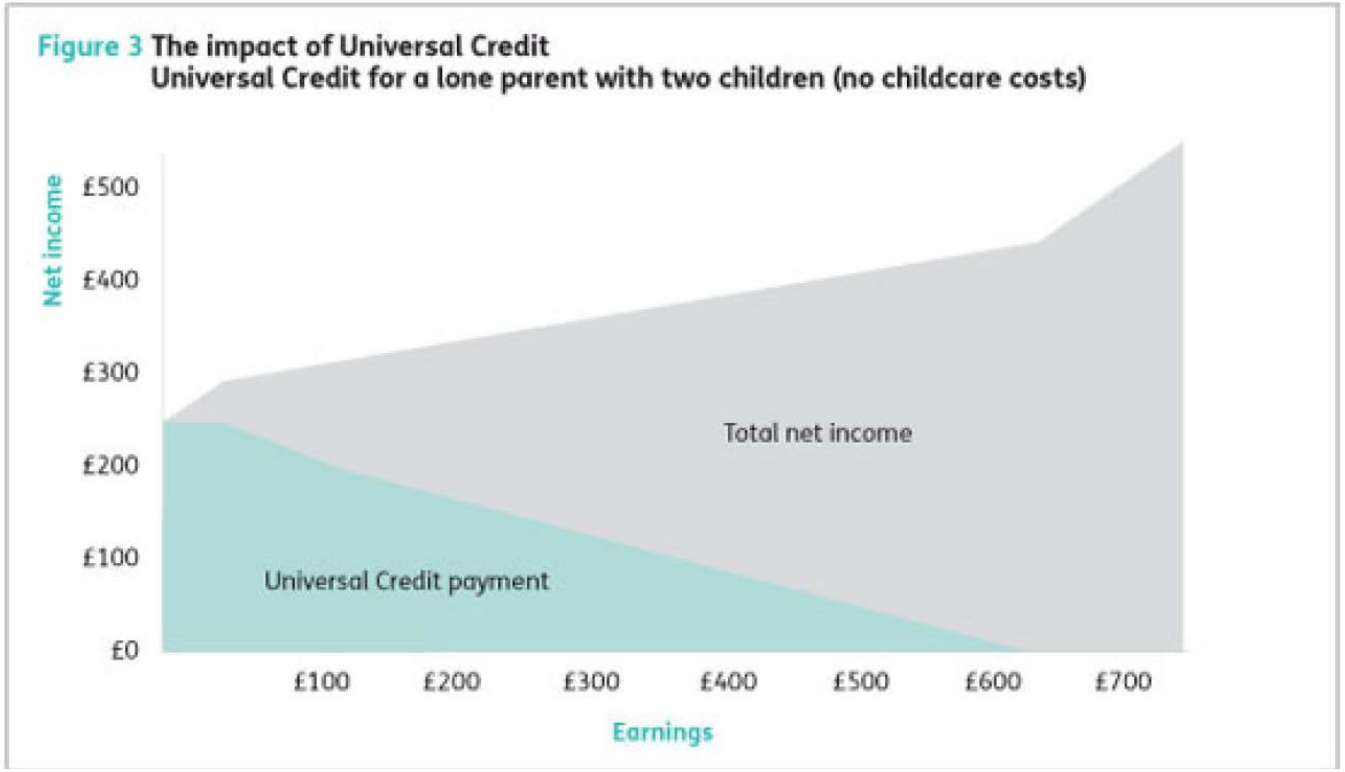

出所：Department for Work and Pensions UK（2010)“Universal Credit: Welfare that Works”

ユニバーサルクレジット≠ベーシックインカム

- 未就労者の場合、ユニバーサルクレジットの受給には求職活動等、「条件」(Conditionality)が課されている

✓ 条件を満たさなければペナルティーあり

□ 現行のミーンズテスト給付を統一

- ベーシックインカム＝就労の如何によらず一定の所得を補償

□ 異なる給付制度の統一＝簡素化を図っている面では同じ

ワークインセンティブ	条　件	対　象
↑	積極的な求職	下記以外の者
	就労の準備 （スキル評価や面接訓練への参加、職業訓練等の受講、職場体験や実地訓練への参加）	疾病や障害により就労能力に制限がある者（Work Related Activity Groupなど） 一定年齢（注）以上の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者
	参加 （定期的に就労支援の面談を受ける）	1歳以上一定年齢（注）未満の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者
	条件なし	重度障害者（support group） 1歳未満の子のいるひとり親、または夫婦の場合主たる育児担当者 重度障害者に対して定期的かつ実際の介護責任を負担する者

注：「一定年齢」の具体的内容について政府は「5歳から12歳の間」としているが、2012年3月時点では決定されていない。

出典：CPAG,factsheet:UniversalCredit（2012.2更新）
http://www.cpag.org.uk/universalcredit/CPAG_universalcredit_factsheet_0212.pdfをもとに筆者作成。

図4　ユニバーサル・クレジットの求職等にかかる条件の程度

平部康子「イギリスにおける社会保障給付と財源の統合化」
海外社会保障研究Summer2012 No.179

ユニバーサルクレジット≠負の所得税？

- ユニバーサルクレジットは①世帯単位であり、②稼得所得以外にも金融資産等に一定の要件あり

✓ 英国の所得税は個人単位

□ 課税と給付＝ユニバーサルクレジットは対象的にはなっていない

- 負の所得税＝課税と給付の対象性

✓ 現行の「給付付き税額控除」には税とは異なる要件あり

	単位	勤労所得以外の要件
稼得所得税額控除（米国）	婚姻カップルは夫婦共同申告＝世帯	投資所得は一定額（3100ドル）以下
就労税額控除（英国）	カップルは夫婦共同＝世帯　↔課税＝個人単位	一定の労働時間以上（州最低16時間以上）資産要件あり（2003年廃止）
GST税額控除（カナダ）	家族所得＝世帯単位	人員構成（18歳以下の子供一人当たり＝130ドル）

出所：鎌倉（2010）より

参考：負の所得税

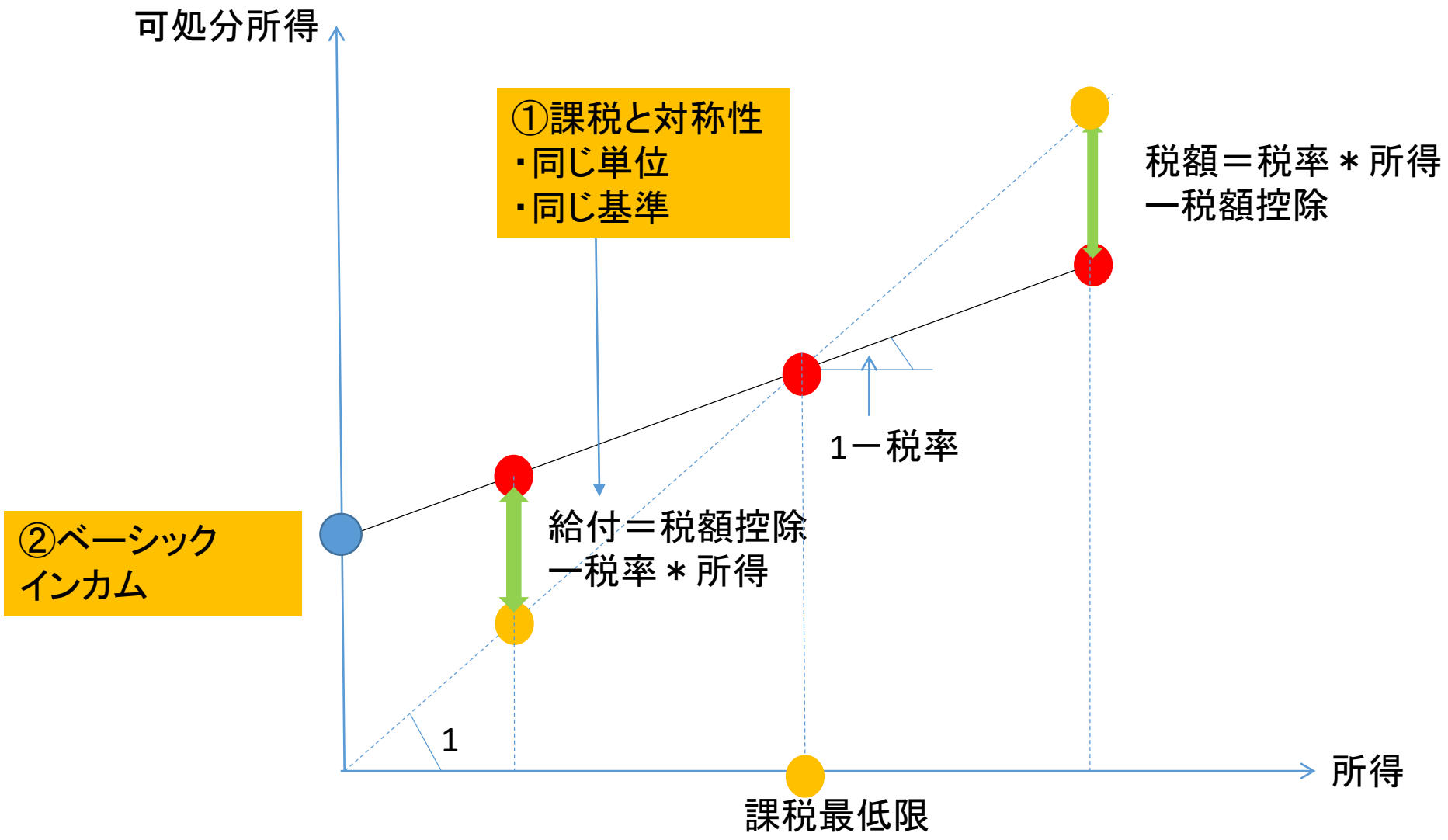
可処分所得
①課税と対称性
・同じ単位
・同じ基準
税額＝税率＊所得
ー税額控除
1ー税率
②ベーシック
インカム
給付＝税額控除
ー税率＊所得
1
所得
課税最低限

留意点

- 支払いの頻度と基準＝月ベース・前月の収入・家族構成に応じる

✓HMRC のリアルタイム情報の活用（2013－2014年に導入）

- 自営業者の場合＝みなし所得（最低所得フロア）に応じた給付

✓最低所得フロア＝最低賃金＊みなし労働時間

✓実際の所得が最低所得フロア以下であっても、最低所得フロア＊65%分、給付は削減⇒自営業者と称して求職活動条件を回避するケースを除く

◆純税額＝所得税＋国民健康保険税ーユニバーサルクレジット

✓課税とユニバーサルクレジットが一体で再分配機能

✓実効税率＝所得税率＋国民健康保険税率＋クレジット削減率

平均（参加）実効税率

Universal Credit: a preliminary analysis(IFS)

- 世帯の属性別に現行制度と改革後（ユニバーサルクレジット）の予算制約・平均実効税率を比較

➢ 軸＝週当たり労働時間（一時間10ポンド）

➢ 世帯の属性

◘ 単身世帯・片親世帯（子供二人）、片稼ぎ夫婦世帯（子供二人）・共働き世帯（子供なし）

✓ 共働き世帯は配偶者の平均実効税率（世帯主は週35時間・時給7ポンドと想定）

$$PTR = 1 - \frac{net\ income\ in\ work - net\ income\ out\ of\ work}{gross\ earnings}.$$

Figure 3.3a. Budget constraint under Universal Credit for an example couple with two children

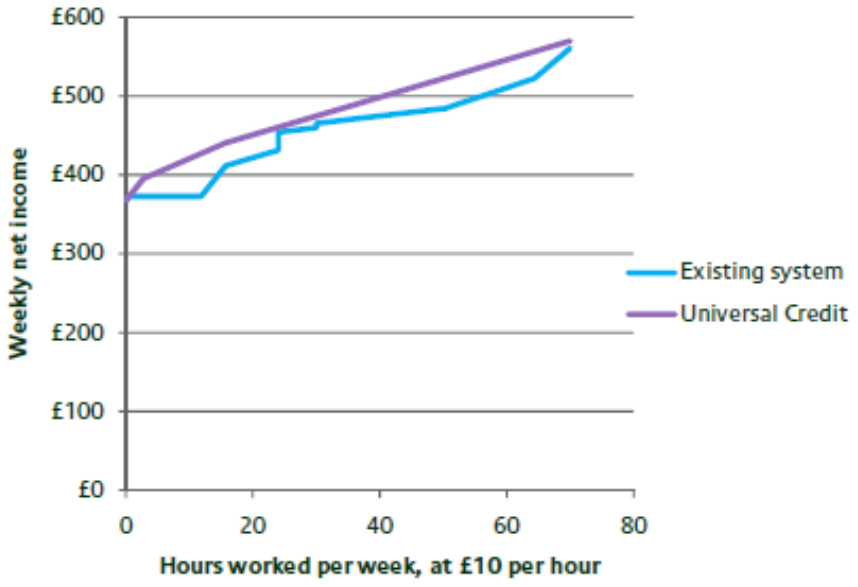

Figure 3.3b. Work incentives under Universal Credit for an example couple with two children

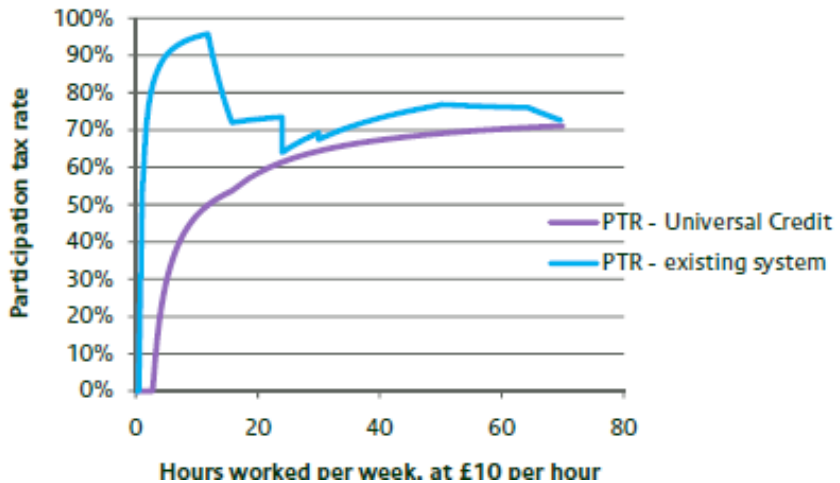

平均実効税率の変化

- 実効税率は実績＝実際の支払い額ではなく、制度（給付水準・削減率等）から試算

□類似例＝フォワードルッキングな法人実効税率

⇒総じて平民実効税率は低下

Figure 5.3. PTRs by earnings for single-adult families with and without children, before and after introduction of Universal Credit

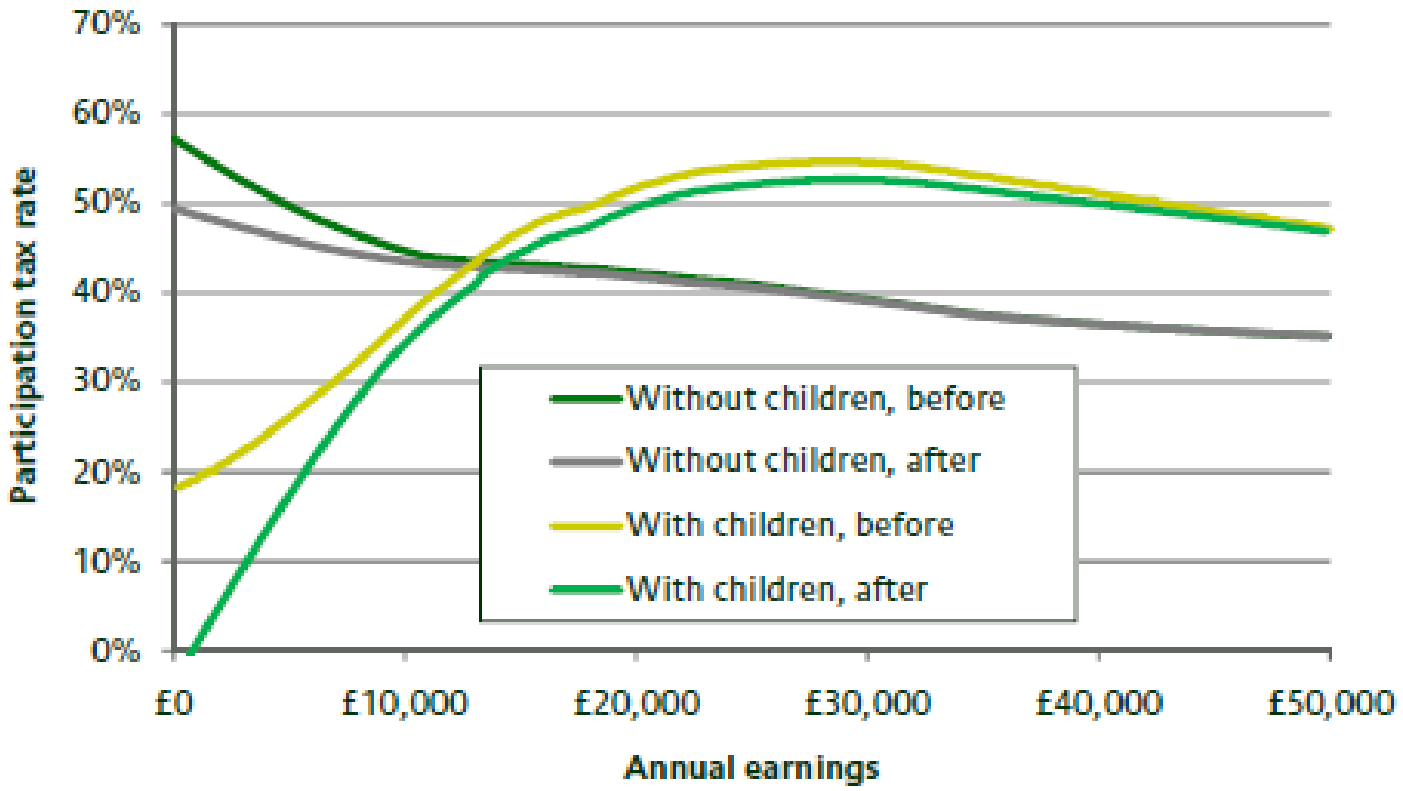

Notes: As for Figure 5.1. Non-parametric regression (lowess) estimates for PTRs.
Source: As for Figure 5.1.

限界実効税率の変化

- 実効税率は実績＝実際の支払い額ではなく、制度（給付水準・削減率等）から試算

- 類似例＝フォワードルッキングな法人実効税率

⇒所得の低い層で限界実効税率は低下

改革後、限界実効税率が上昇

Figure 5.9. METRs by earnings for single-earner couples with and without children, before and after introduction of Universal Credit

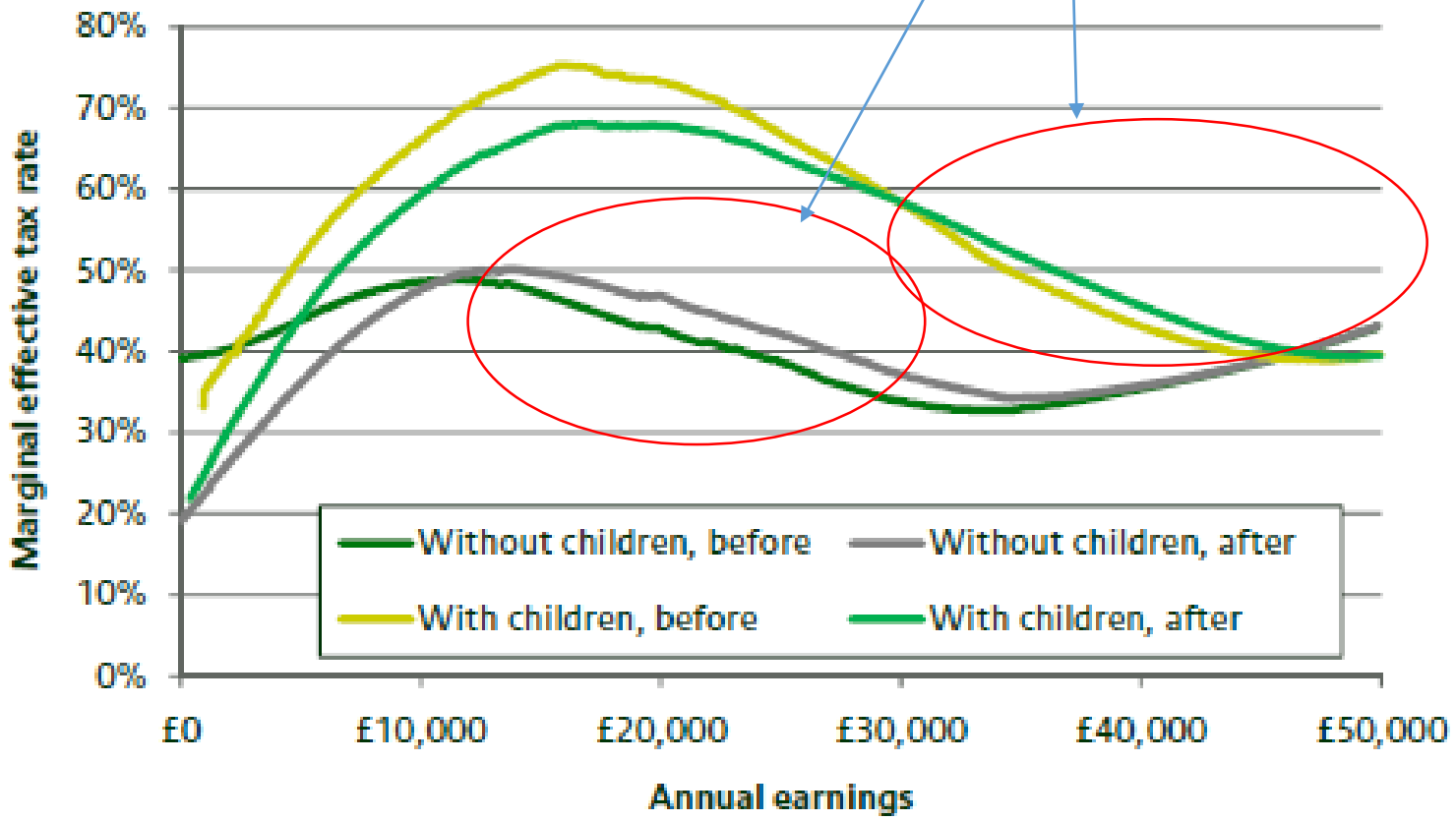

金融課税

金融所得課税の強化

◆金融所得（配当・利子、譲渡益）課税の強化（税率の引き上げ：現行20%⇒25%）？

● 課題１＝勤労（若年）世代の資産形成の支援

● 課題２＝「貯蓄から投資」を阻害？

□ 利子所得を含む損益通算＝金融課税の一体化が前提

□ 新しい貯蓄の喚起＝勤労所得からの少額貯蓄（預金のほか、投資を含む）への非課税措置（NISAの拡充・恒久化）

➢ 例：IRA（米国）・RRSP（カナダ）

✓ 新しい資本（貯蓄）と古い資本（貯蓄）の区別・・・

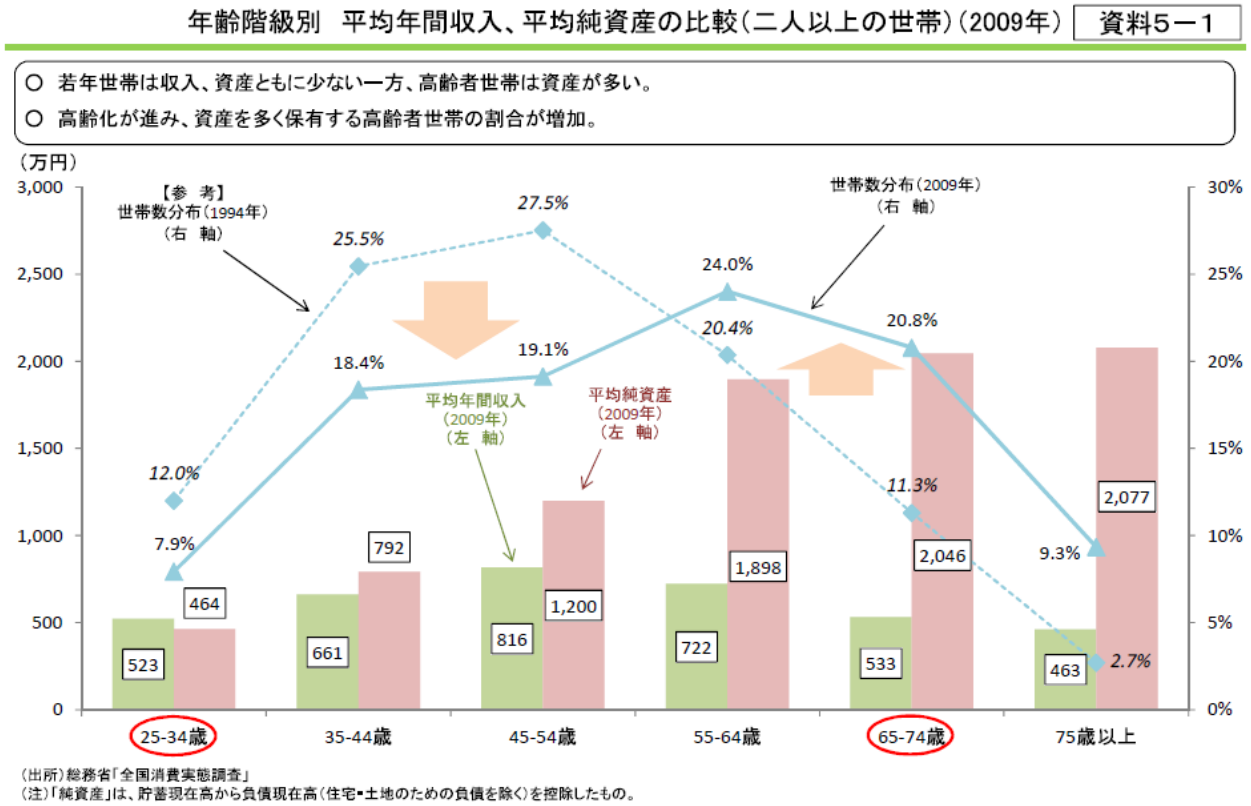

出所：政府税制調査会

申告納税者の所得税負担率（平成26年）

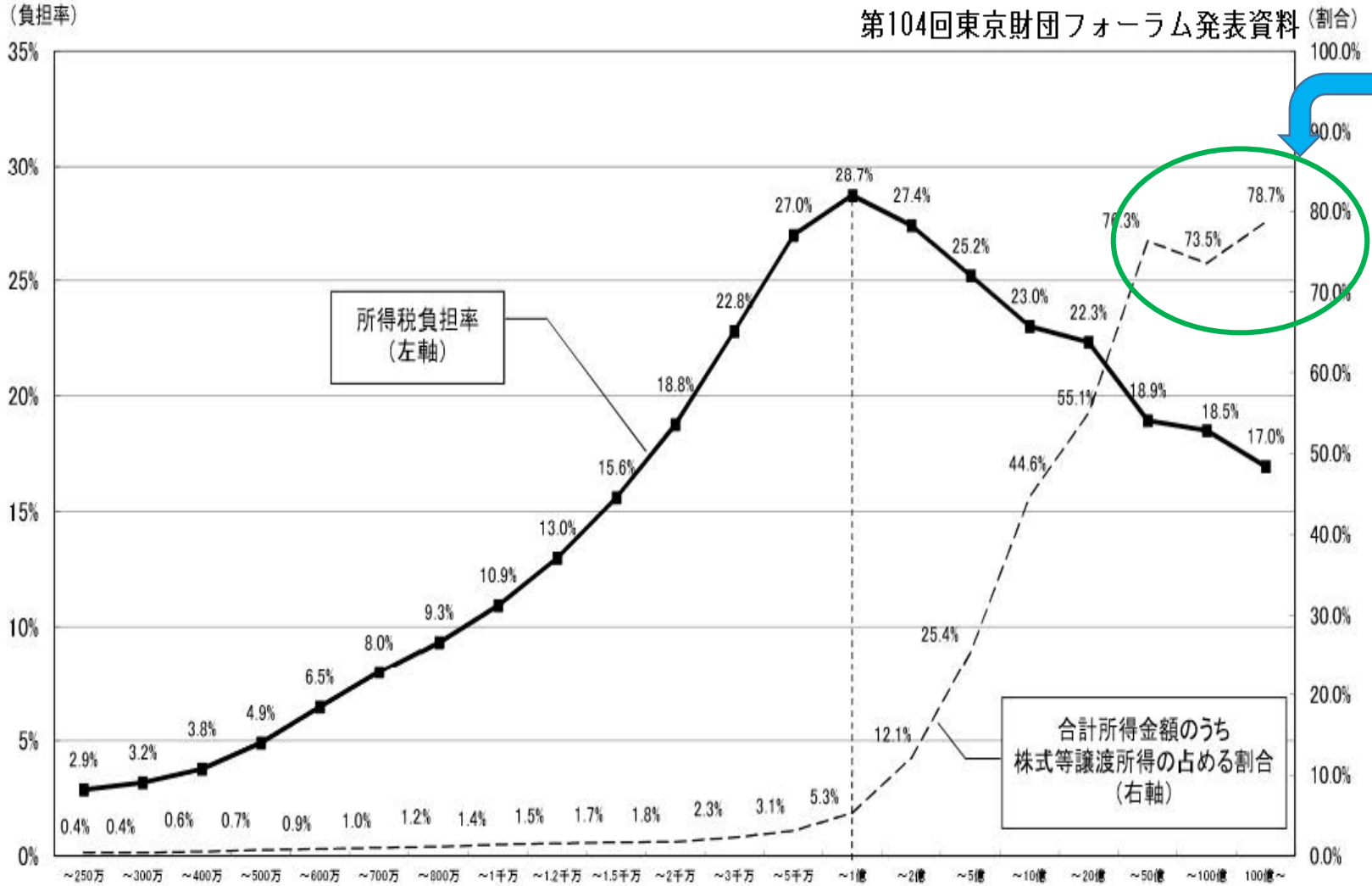

（備考）国税庁「申告所得税標本調査（税務統計から見た申告所得税の実態）」（平成26年分）より作成。
（注） 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。
また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収口座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

（合計所得金額：円）

IPO＝株式の
新規上場等によ
る一時的な所得？

年代別金融資産残高の分布の推移

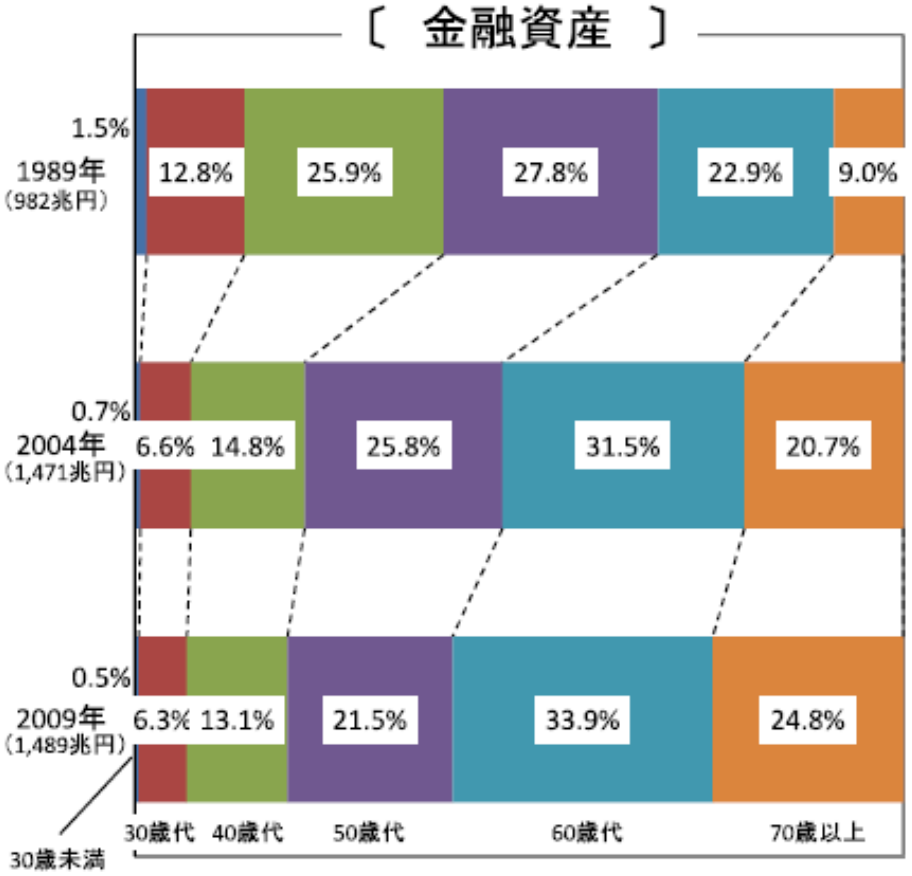

(出所)総務省「全国消費実態調査」(二人以上の世帯)、日本銀行「資金循環統計」
(注) 「金融資産」は貯蓄現在高(負債現在高控除前)による。なお、「貯蓄現在高」は、郵便局・銀行・その他の金融機関への預貯金、生命保険・損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金などの金融機関外への貯蓄の合計。

年代別金融資産保有総額(兆円)

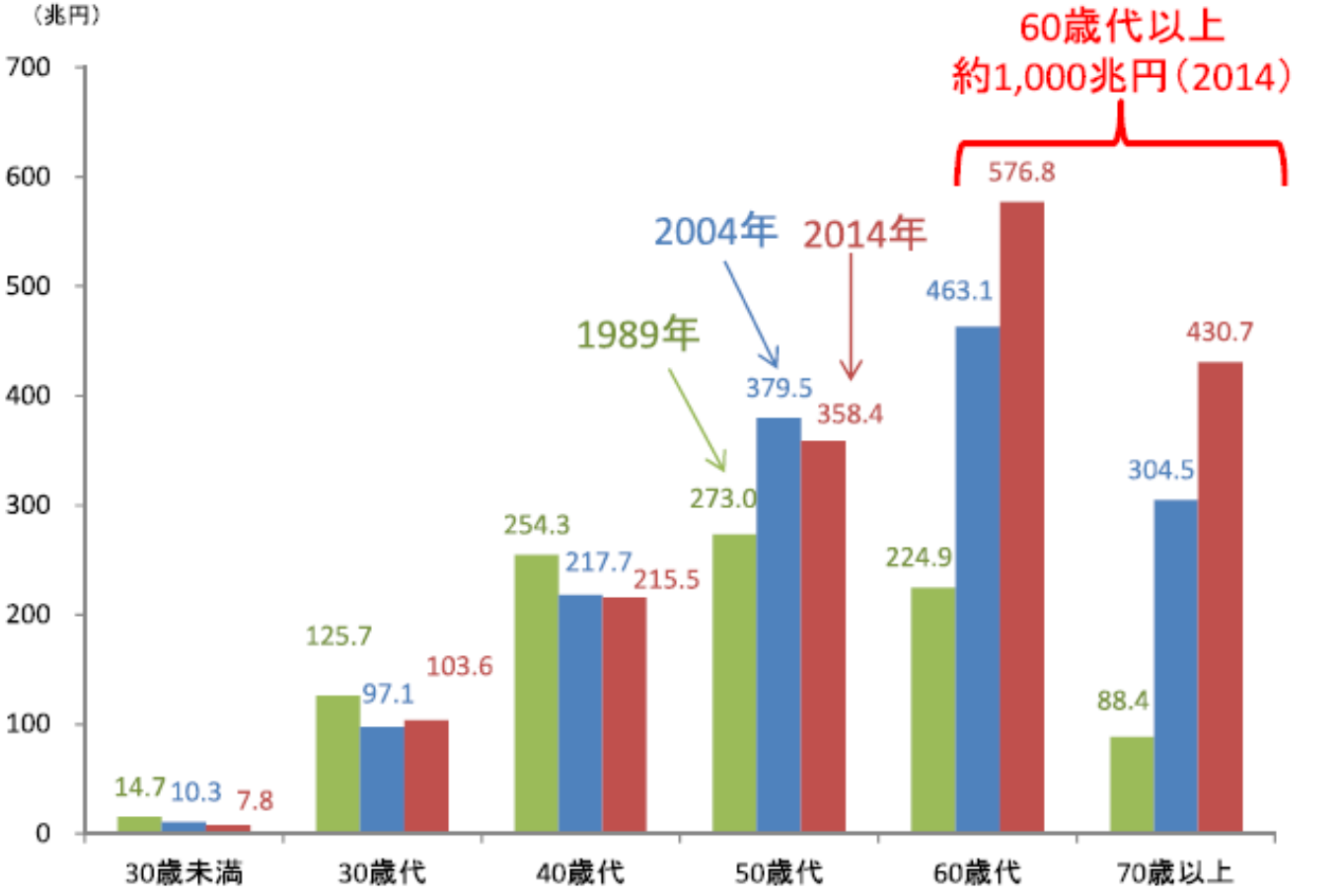

(注)日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国消費実態調査」より推計

資料23

相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比

○ 被相続人の高齢化が進んでおり、相続による若年世代への資産移転が進みにくい状況となっている。

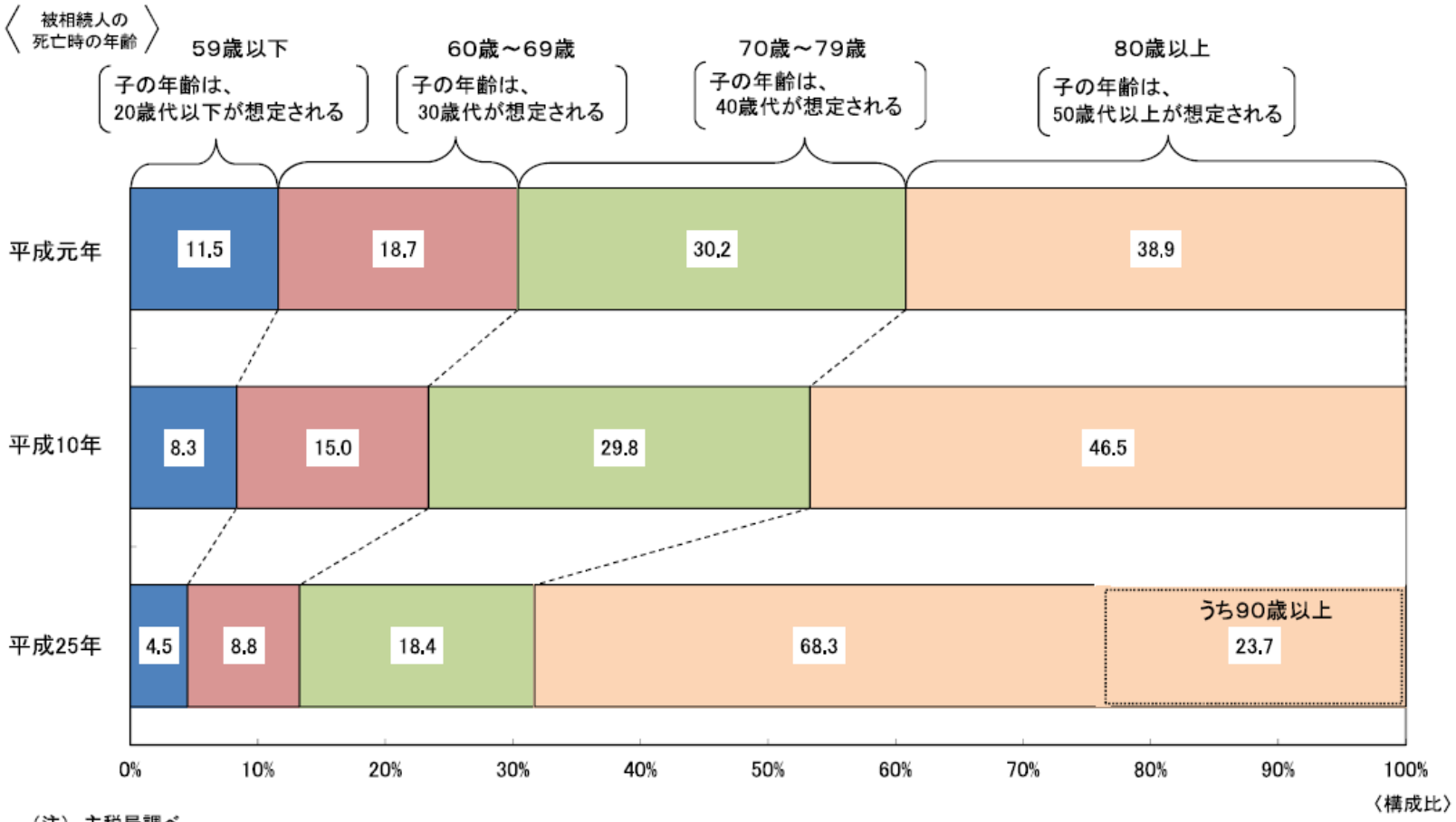

（注） 主税局調べ。

参考：二元的所得税

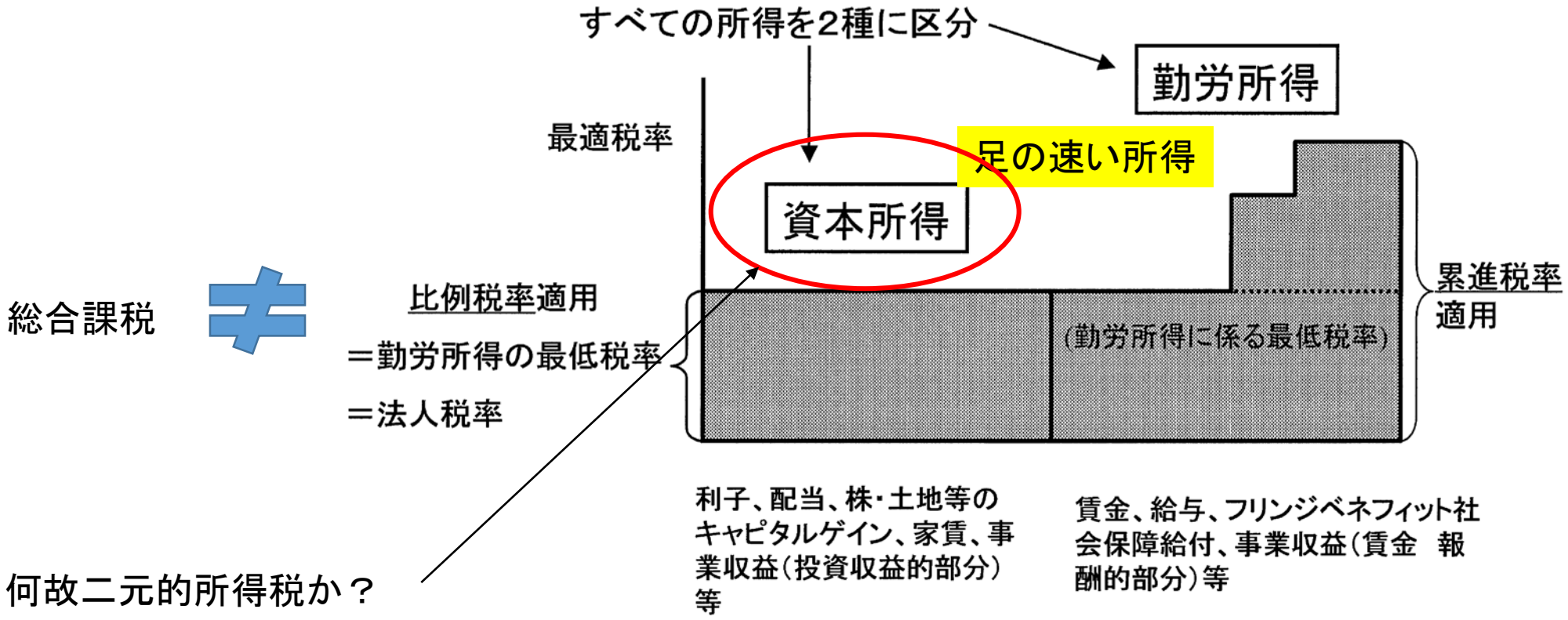

・資本所得は派生的所得＝賃金所得＋相続・贈与が源泉
⇒格差を是正するなら勤労所得課税、相続税・贈与税強化
・課税は実現主義＝キャピタルゲインの実現に裁量
⇒かえって節税の温床

金融所得課税の一体化

○ **税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化**することが適当。
○ 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、**税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要**。

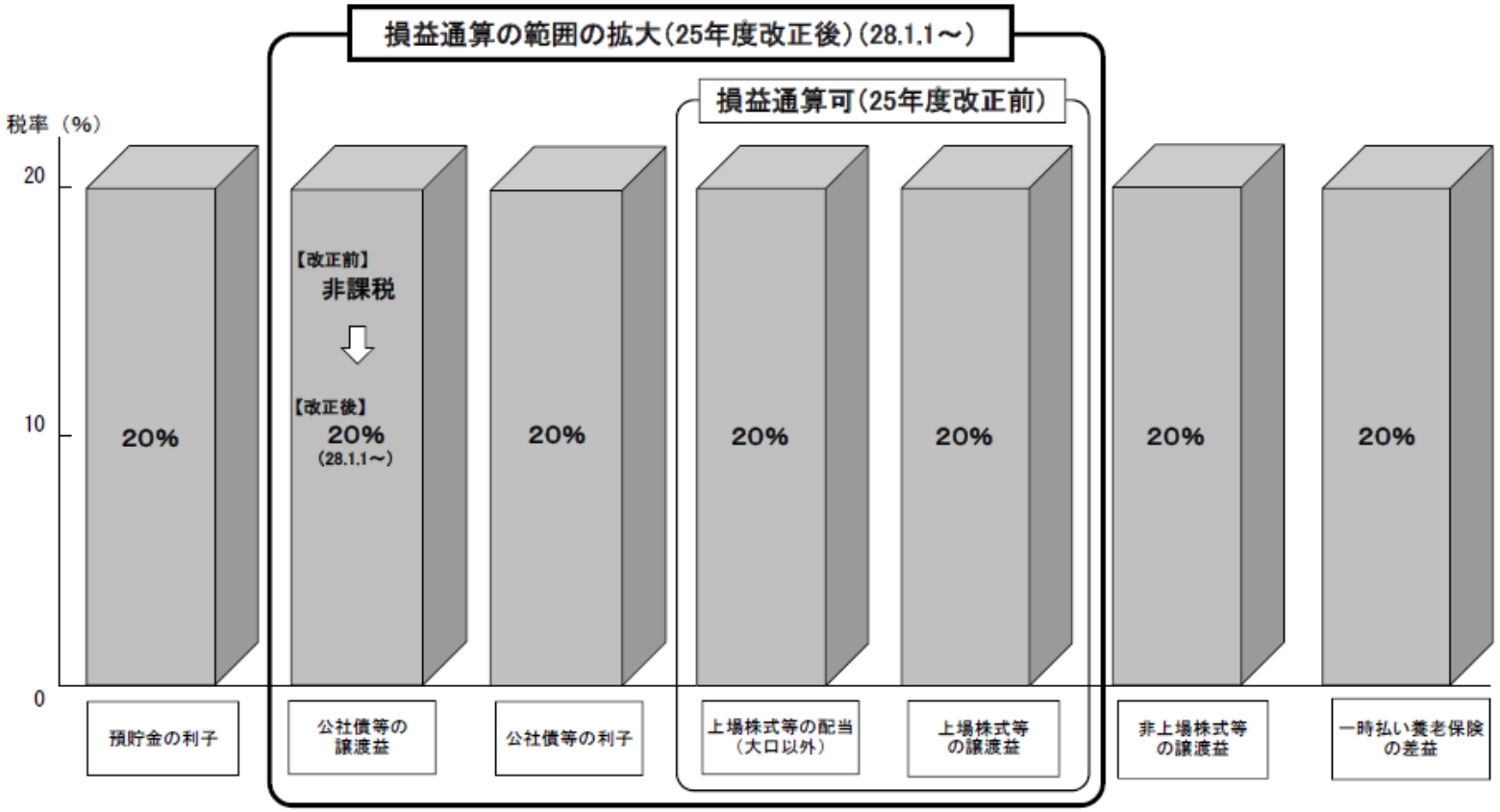

金融所得（資産）課税の改革

<table>
<tr><th></th><th>課税</th><th>参考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">新しい資本＝新規貯蓄
（資産形成）</td><td>年間一定額までの貯蓄について非課税枠
✓ EETかTEEは納税者が選択？</td><td>勤労世代の資産形成を支援
✓ 制度の整理が前提</td></tr>
<tr><td rowspan="2">金融所得課税の一体化＝損益通算の拡大</td><td rowspan="2">リスクシェアによる危険投資の喚起
貯蓄から投資へ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">古い資本＝既存の貯蓄</td></tr>
<tr><td>資産課税の強化
✓ 所得税率の引き上げ（20%⇒25%）
金融資産課税？</td><td>オランダ・ボックスタックス
金融資産のみなし収益率に対して課税（税率30%）</td></tr>
</table>

参考：オランダのボックスタックス

	対象	税率構造
ボックス1	勤労所得及び主たる住宅の所有に伴う所得 ✓ 給与、年金、事業収入、帰属家賃（居住用住宅）	税率は累進税率（国民社 会保険料率を含む） ✓ 33.65％～52％
ボックス2	大口持分株式（発行済株式数の5％以 上保有）からの資本所得	25％の比例税率
ボックス3	所得 貯蓄と投資から生じる所得 ✓ 銀行口座の預 金残高、投資目的不動産、ボックス2所 得以外の株式保有等を対象	年間平均純資産額の4％を課税所得とみなして課税 ✓ 税率は 30％ ⇒税率1.2％の金融資産税

政府税制調査会（平成28年11月14日）
「経済社会の構造変化を踏まえた税制の あり方に関する中間報告」

- 公的年金の給付水準について中長期 的な調整が行われていく見込みとなっている中、公的年金の役割を補完する観点からも、老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する必要性が増している。こうした自助努力に関連する制度としては、現在の企業 年金・個人年金等に関連する諸制度や、勤労者財産形成年金貯蓄やいわゆ るNISAなどの金融所得に対する非課税制度が存在する。これらの制度 については、就労形態や勤務先企業によって、また、投資対象となる金融 商品によって、利用できる制度が細分化されており、税制上受けられる支 援の大きさも異なっている。

- 老後の生活に備えるための個人の自助努力を支援する観点からは、個人 の働き方やライフコースに影響されない公平な制度を構築していくこと が重要である。他方、企業が設けている福利厚生制度も含め既に様々な制 度が存在している中、多くの納税者が長期的な観点から資産運用や生活設 計を行っていることにも留意しつつ、社会保障制度等の関連する政策との 連携を含めた総合的な対応を検討する必要がある。

日本の年金制度

- 日本の年金制度は、国民年金を1階部分としつつ、厚生年金、国民年金基金、確定拠出年金等の2階・3階部分が作られている。
- 加えて、個人年金保険（生保）・NISA・財形年金貯蓄などの私的年金制度がある。

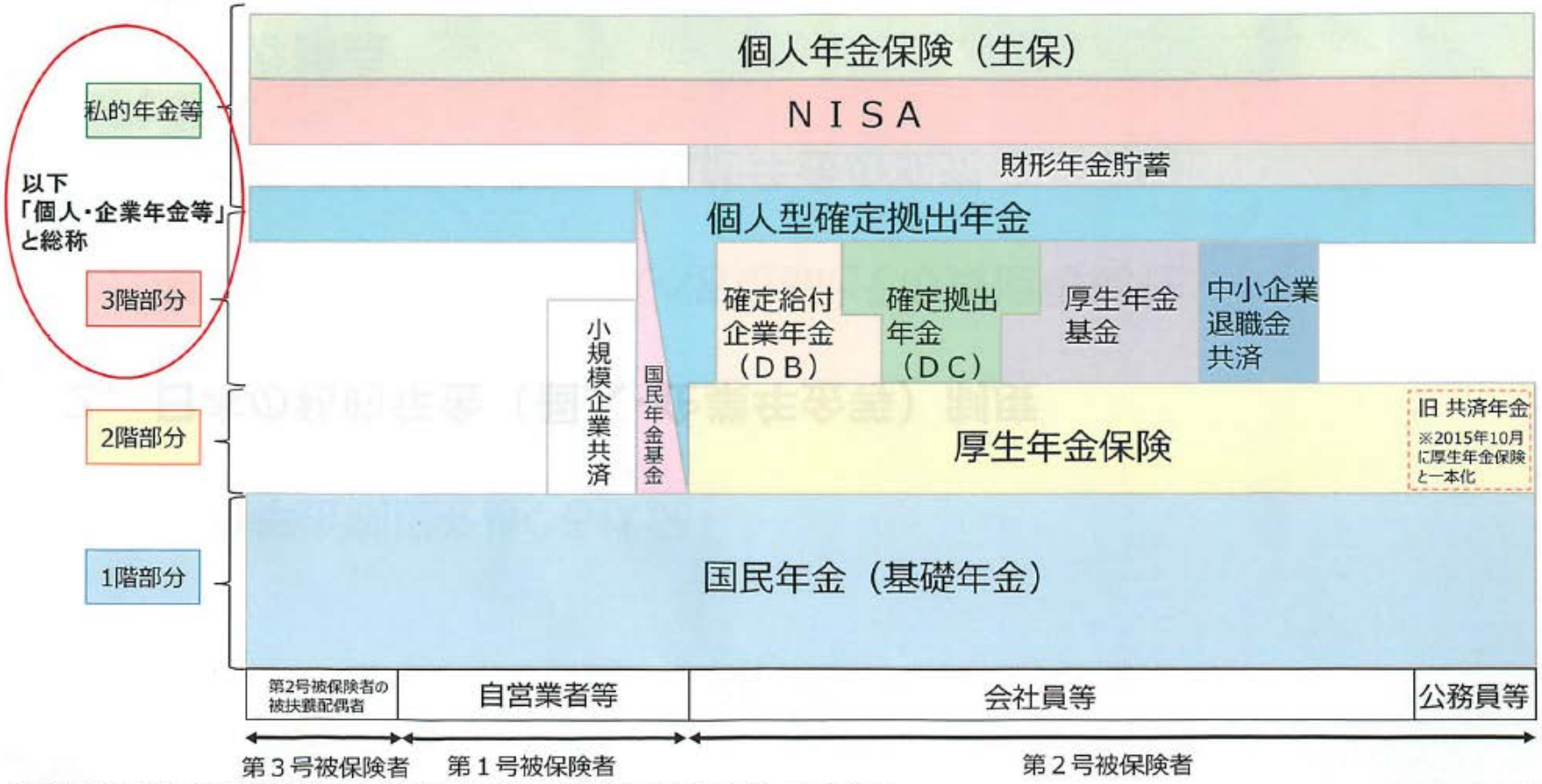

（出典）森信茂樹、河本敏「『日本版ＩＲＡ』（個人型年金積立金時課税制度）導入の提言」を基に作成。

7

（3）所得税改革（私的年金や金融所得に係る税制のあり方）

【ポイント】

○ アメリカ・カナダともに、低所得者を含む十分な退職資産形成が進んでいない個人に対し、税制優遇のある貯蓄プランを提供し、個人の資産形成に向けた自助努力を促している。

○ アメリカにおいては、納税者の便宜の観点から、企業年金・個人年金において、EET型とTEE型の制度が併存している。

○ カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、EET型の個人年金（RRSP）に加えてTEE型の個人貯蓄勘定（TFSA）があり、そうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。

アメリカの私的年金

アメリカにおける年金の概要

・アメリカの老後所得保障制度は、公的年金（OASDI）、企業年金（401k）、個人年金（IRA）の3つで構成されており、公的年金（OASDI）のみでは支給額が十分でなく、老後に備える自助努力を促進する観点から、企業年金及び個人年金への税制優遇を進めている。
・401kに加入していた被用者は、離職や転職をする際に、401kに積み立てた年金資産をIRAへ移管（ロールオーバー）することが可能。
・財務省は、これまでに個人年金を利用したことがない低所得者向けの貯蓄促進策として、連邦債のみで運用を行い、一定額でRoth IRAへロールオーバーする個人年金（myRA）を昨年末より導入。

401k及びIRAの概要（2016年1月現在）

		Traditional 401k	Roth 401k	Traditional IRA	Roth IRA
導入年		1978年	2006年	1974年	1997年
拠出限度額		18,000ドル（221万円）又は年間給与等のうち低い方（従業員拠出）		5,500ドル（68万円）又は年間給与等のうち低い方	Traditional IRAへの拠出限度額－拠出額
雇用主の拠出方式		マッチング拠出又は利益分配拠出（注1）		雇用主による拠出も可能	
所得制限（注2）				11.8万ドル（1,451万円）	19.4万ドル（2,386万円）
税務上の取扱い（注3）	拠出時	非課税（年間拠出額が限度）	課税	非課税（年間拠出額が限度）	課税
	運用時	非課税	非課税	非課税	非課税
	給付時	課税	非課税（一定の給付要件を満たす場合）	課税	非課税（一定の給付要件を満たす場合）

カナダの私的年金

カナダにおける年金の概要

・カナダの老後所得保障制度は、①税方式の公的年金である老齢保障プログラム（OAS）、②社会保険方式の公的年金であるカナダ年金プラン（CPP）、③企業年金（RPP）及び個人年金（RRSP）の3本柱。CPPはもともと私的年金を補完するものとして発足したこともあり、公的年金の水準は低い。
・私的年金の非課税拠出限度額の水準は、退職後に退職前所得の70%に相当する所得があれば十分な生活を維持できるとの考えに基づき設定。
・RRSPについては、71歳での引出し等が義務付けられており、無制限な課税繰延べはできない仕組み。

DC型RPP及びRRSPの概要（2016年１月時点）

		DC型RPP	RRSP
拠出可能年齢		18歳以上	18歳以上71歳以下
拠出限度額		26,010Cドル（239万円）又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額	25,370Cドル（233万円）又は前年所得の18%のうちいずれか低い方の額（注1）
所得制限		なし	なし
税務上の取扱い（注2）	拠出時	非課税	非課税
	運用時	非課税	非課税
	給付時	課税	課税

カナダの個人貯蓄勘定及び金融所得に係る税制

カナダにおける個人貯蓄勘定の概要

・カナダにおいては、貯蓄を促進する目的で、2009年に個人貯蓄勘定（非課税貯蓄口座：TFSA）が導入された。
・TFSAは、18歳以上が拠出可能かつ所得制限のないTEE型の個人貯蓄勘定。年間拠出限度額は10,000カナダドルであり、利用者は、現在まで順調に増加している。

カナダの金融所得に係る税制の概要

・カナダにおいては、利子・配当・株式譲渡益といった金融所得に対しても総合課税（累進税率15%～29%）が行われる。
・なお、譲渡益については、その額の50%のみを課税所得に算入（実質的に税率は2分の1）。
・個人株主段階で配当所得に課される所得税について、二重課税の排除の観点から、法人税との負担調整が行われている。

金融所得課税における分離課税の議論の現状

・カナダにおいては、金融所得にも総合課税・累進税率が適用されているが、実際には、（金融所得が生じてもそれを拠出すれば非課税となる）EET型の個人年金（RRSP）に加えて、TEE型の個人貯蓄勘定（TFSA）があり、こうした税制優遇が大きいため、実質的に金融所得に係る税負担が軽減されている。
・ただし、TFSAは、その拠出枠を使い切れるのは高所得者層だけであることから、高所得者層優遇措置であるとの指摘がなされており、 2015年に発足したトルドー自由党政権の下で、TFSAの年間拠出限度額の縮減（10,000カナダドル→5,500カナダドル）が提案されている。

所得情報

公共財としての所得情報

◆所得捕捉のパラダイムシフトが必要

➢ 課税のための捕捉に加えて適正な給付のための所得捕捉

● 課題＝従前、課税最低限以下の所得については十分に捕捉されていない

✓ 例：簡素な給付措置＝非課税世帯への一律給付になる

➢ きめ細く、かつ適正な給付を実施するためにも、低所得者の正しい所得情報が不可欠

✓ ユニバーサルクレジットへの支援＝英国リアル情報システム構築の狙いの一つ

□ 所得情報は課税だけではなく、給付・社会保険料等、他の制度でも活用される「公共財」

➢ 所得の定義の統一？（現行＝国税、地方税、社会保険料で定義が異なる）

✓ 所得＝収入ー必要経費

「公共財」としての所得情報

所得情報≠課税情報
✓ 非課税世帯の所得を含む

再分配機能の強化

◆ 課税だけで再分配は完結しない
⇒低所得者への移転（給付・控除）が必須

所得水準の正確・迅速な把握が必要
✓ 所得の合算等

配偶者控除の見直し

◆ 新たな控除（夫婦控除）に所得制限？⇒誰の所得？
✓ 夫婦合算所得？
✓ 納税者（夫）・配偶者（妻）ごとに所得制限？
⇒世帯所得が同じでも夫婦控除で異なった扱い（上図）

参考：英国

◆ リアルタイム情報システム
✓ 所得捕捉の迅速化
✓ 給付のための所得情報
◆「税のデジタル化」
✓ 納税環境の整備

改革

- 従前＝（高所得者を対象に）課税のための所得情報

⇒パラダイムシフト＝控除・給付のためにも所得情報が必要
✓ 所得＝収入ー必要経費（概算）
◘ 給付・保険料免除等の基準に活用
✓ 所得の定義の統一（国税・地方税、社会保険料、給付等）
✓（税額）控除額は国税・地方税、社会保険料で独自に設定

所得情報＝公共財

資料2

所得情報（税情報）を活用している社会保障制度等（1／2）

給与所得者のケースのイメージ

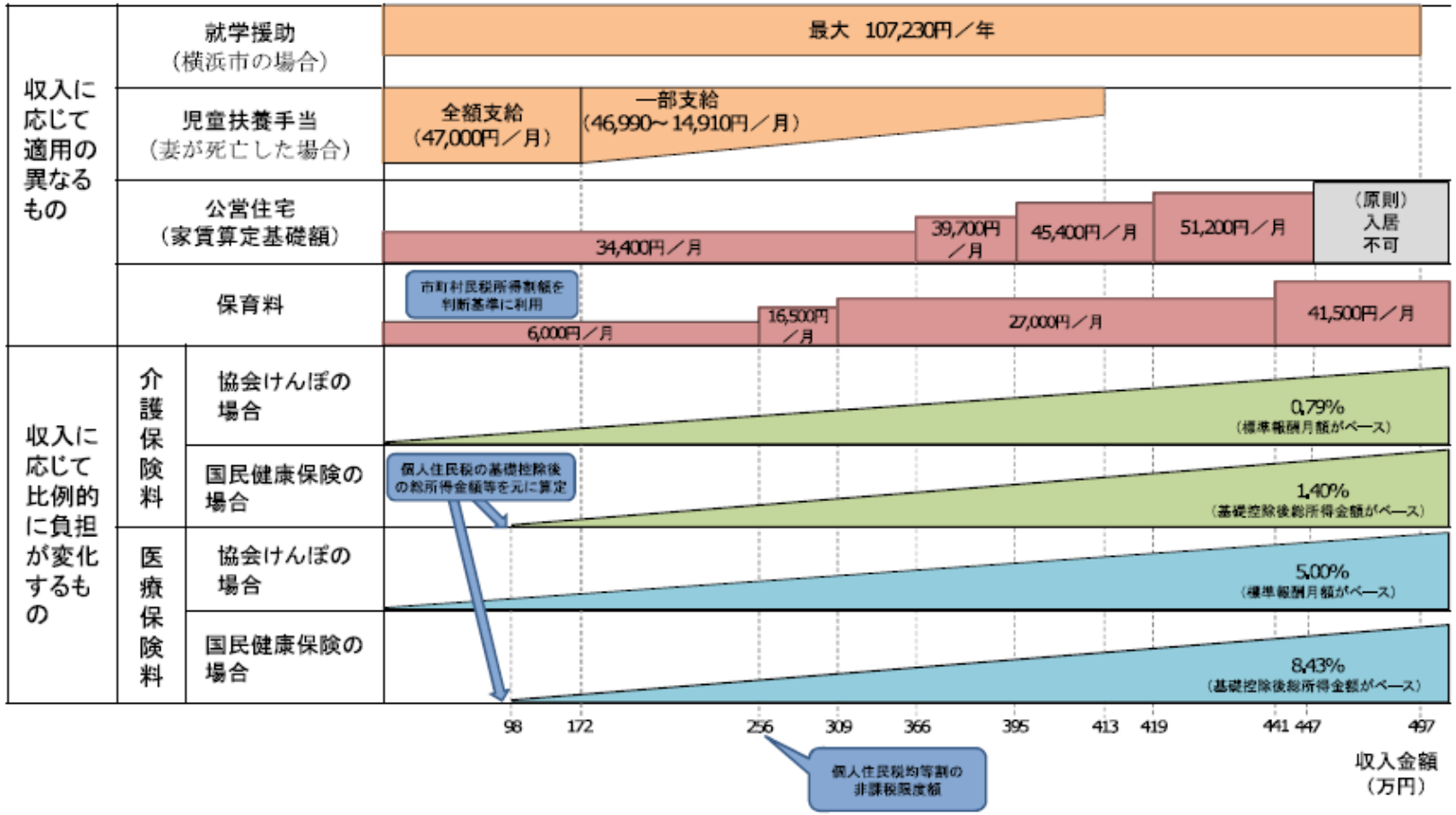

（注1） 給与所得者　夫45歳（給与所得のみ）、妻45歳（収入なし）、子6歳（小学校1年生）、子4歳（保育所）のケース。
（注2） 平成27年4月時点ベースで作成。
（注3） 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
（注4） 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分（基礎分及び後期高齢者支援金分）の保険料（所得割）を計上。
このほか保険料（均等割）（介護分：14,700円／年，医療分：44,700円／年）があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。

出所：政府税制調査会

マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

○ 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。
○ さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。

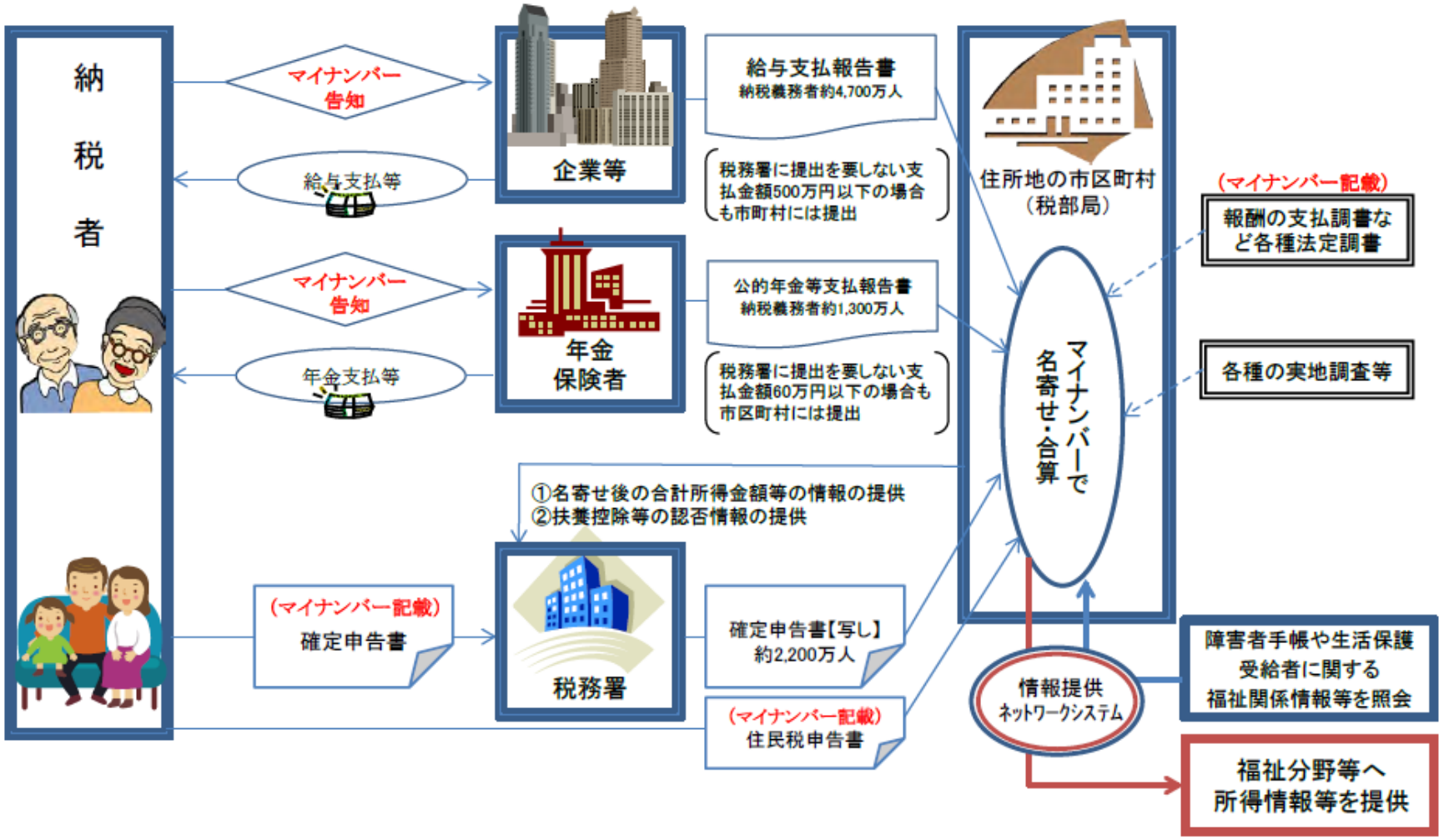

（平成29年6月　国税庁公表資料）

2017年版

「税務行政の将来像」
～ スマート化を目指して ～

環境の変化

- ICT・AIの進展
- マイナンバー制度の導入
- 経済取引のグローバル化
- 定員の減少と申告の増加
- 調査・徴収の複雑・困難化

検討の目的

納税者の理解と信頼を得て適正な申告・納税を確保していくため、税務行政の透明性の観点から目指すべき将来像を明らかにし、それに向けて着実に取り組んでいくことが重要。

将来像

スマート税務行政

（ICTの活用による納税者の利便性の向上と事務運営の最適化を通じ、納税者の信頼を確保）

ICT社会への的確な対応

- 税務手続の抜本的なデジタル化
- 税務署に出向かず簡便に手続が完了

納税者の利便性の向上（スムーズ・スピーディ）

- カスタマイズ型の情報配信
- 税務相談の自動化
- 申告・納付のデジタル化の推進

課税・徴収の効率化・高度化（インテリジェント）

- 申告内容の自動チェック
- 軽微な誤りのオフサイト処理
- 調査・徴収でのAI活用

重点課題への的確な取組

- 国際的租税回避への対応
- 富裕層に対する適正課税の確保
- 大口・悪質事案への対応

情報システムの高度化　**内部事務の集中処理**　**地方公共団体等との連携・協調**

※　この将来像は、情報システムの高度化、外部機関の協力を前提として、現時点で考えられるおおむね10年後のイメージを示したものである。
その実現に向けては、e-Taxの使い勝手の改善等を通じた申告・納付のデジタル化の推進により、納税者の利便性の向上とともにデータ基盤の充実を図り、AI技術等を取り入れながら、段階的に取り組んでいく。また、情報システムのユーザーとなる納税者のニーズを重視した検討を行っていく。

3

確定申告・年末調整手続の電子化の方向性

○　規制改革実施計画を踏まえ、確定申告・年末調整手続の電子化を推進。具体的には、控除関係機関→個人→税務署・雇用主という情報の流れが基本的に電磁的方法で完結する仕組みを目指す。

（参考）こうした仕組みに寄与する観点から、年末調整手続において、被用者が、控除関係機関（保険会社・銀行等）から電子的に交付された証明書（保険料控除証明書や住宅ローン控除に係る残高証明書）を用いて簡便・正確に控除申告書を作成し、雇用主に対して電子的に提出することを可能とする仕組みを国税庁において構築・提供予定。

The transformed tax system of 2020 has four foundations.

Tax simplified

Taxpayers should not have to give HMRC information that it already has, or should be able to get from elsewhere – for instance, from employers, banks, building societies and other government departments.

Taxpayers will see the information that HMRC holds through their digital tax accounts, and be able to check at any time that their details are complete and correct. HMRC will use this information to tailor the service it provides, according to each taxpayer's individual circumstances. In 2016, HMRC will consult on how information from more third parties might reduce the reporting burden on taxpayers.

Making tax digital for businesses

Businesses should not have to wait until the end of the tax year or even longer before knowing how much tax they should pay.

HMRC will collect and process information affecting tax in as close to real time as possible, to stop tax due or repayments owed from building-up. From April 2018, businesses, including everyone who is self-employed and those letting out property, will update HMRC at least quarterly where it is their main source of income (or a secondary source of income above £10,000 and their main income is from employment or a pension).

Tax in one place

At the moment, most taxpayers cannot see a single picture of their liabilities and entitlements in one place. HMRC is changing that.

By 2020, taxpayers will be able to see their complete financial picture in their digital account, just like they do in their online banking. And they will be able to set an over-payment of one tax against the under-payment of another: it will feel like paying a single tax.

Making tax digital for individual taxpayers

Individual taxpayers will interact with HMRC digitally, and at any time to suit them.

By April 2016, every individual and small business will have access to a digital tax account. The digital accounts will present individual taxpayers with a personalised picture of their tax affairs, along with prompts, advice and support through webchat and secure messaging.

HMRC UK "Making tax digital"

2016年10月14日
税制調査会資料

ICT化に伴う経済取引の多様化

（例：シェアリングエコノミー、FinTech分野における決済・送金）

○ シェアリングエコノミー

「シェアリングエコノミー」とは、典型的には個人が保有する遊休資産（スキルのような無形のものも含む）の貸出しを仲介するサービス。

シェアリングエコノミーの例

空き部屋や不動産等の貸借をマッチングするオンラインプラットフォーム

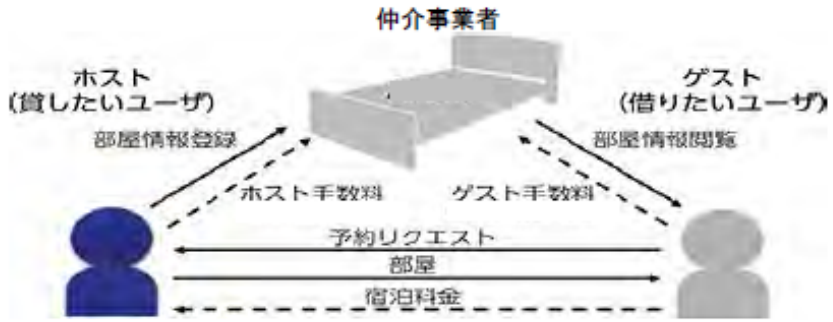

シェアリングエコノミーの市場規模（全世界ベース）

2013年		2025年（見込み）
150億ドル	➡	3,350億ドル

※　金融、人材、宿泊施設、自動車、音楽・ビデオ配信の5分野におけるシェアリングを対象

○ FinTech各分野における決済・送金

1. オンライン決済手段提供

企業が提供するアカウント（デジタルウォレット）を通じたオンライン決済業務および決済代行事業で構成

2. オンライン海外送金

主に海外出稼ぎ労働者から本国への仕送りニーズに応えるサービスが中心

3. リアル決済手段提供

モバイルに付属させるドングルでのカード決済サービスのほか、事業者と顧客間のマッチングサービスも含む

4. ビットコイン関連

ビットコインの（法定通貨での）売買、送金 等